

第二編  
歷史



阿彌陀堂

第一章

古代・中世……………五九

一 上黒岩遺跡……………五九

二 浮穴郡の起り……………六〇

三 久万山の起り……………六二

四 大野氏と大除城……………六五

五 郷土の伝承……………七一

六 大味川六人衆……………七二

第二章

藩政時代……………七八

一 松山藩の支配……………七八

二 北番村の分郷……………八六

三 木地屋集団……………九〇

四 享保の大飢饉……………九五

五 久万山一揆……………九七

第三章

明治・大正期……………一〇一

一 明治新政と地方自治……………一〇一

二 久万山騒動……………一一二

三 袖川村の誕生……………一一四

四 八木胤愛と重見盛蔵……………一二一

五 日清戦争……………一二四

六 日露戦争……………一二八

七 第一次世界大戦……………一三五

八 大正デモクラシーの一断面……………一四〇

第四章

昭和期……………一四〇

一 金融恐慌と不景気……………一四〇

二 満州事変……………一四二

三 上海事変……………一四三

四 日華事変……………一四四

五 太平洋戦争……………一四六

六 松山歩兵第二十二連隊と我が村……………一四九

付 職没者名簿……………一五四

七 新憲法と地方自治……………一六二

八 村行政の発展と充実……………一六四

# 第一章 古代・中世

## 一 上黒岩遺跡

昭和三十六年（一九六一）、上浮穴郡美川村上黒岩で、縄文早期の人類の住居跡が発見され人々を驚かせた。

地下五メートル、第九層といわれる最も古い住居跡にあった木炭片は、アメリカ・ミシガン大学の炭素放射能判定で、今から約一万二〇〇〇年前のものであると知らされた。

我々人類の祖先が地球上に現れたのは、約五万年前といわれている。石器を使って、鳥獣・魚貝などを取って生活していたらしいので、この時代を石器時代、特に旧石器時代と呼んでいる。

今から約一万年前になると、日本列島にも人類の居住跡が見られる。そして食物貯蔵などの必要から、土器を作るようになった。日本で最初に作られた土器には、縄目の模様がつけられているので、これを縄文土器じようもんどぎと呼んでおり、このような土器の作られた数千年間を縄文時代と呼んでいる。

上黒岩の第九層からは、槍先せんとうに使用された尖頭石器せんとうが出ている。そして、縄文時代早期の隆起線文土器りゅうきせんもんも出ているので、上黒岩岩陰遺跡は、縄文時代早期のものと思われる。しかも、この遺跡を今から約一万二〇〇〇年前のものとするならば、日本の縄文時代は、今まで考えられていたよりも、ずっと早く始まっていたことになる。したがって、上黒岩遺跡は、縄文草創期の遺跡といえるかも知れない。

しかし、この遺跡を残した人々は現在の久万山人につながるものではないと考えられる。縄文時代数千年間に続く弥生時代になると人間の生活が進んで、稲作を行うようになる。水田耕作が始まると、このような山地は見捨てられて人々は平地へと移動して行く。

歴史は平地から始まる。この遺跡の人々の去った後は、しばらく、人の住まぬ土地として忘れ去られる。そして、久万山に改めて人の住むようになったのは、平地の人々の増加によって、しだいに、山間の地にまで開拓が進んだからであろう。

## 二 浮穴郡の起こり

浮穴郡という名が初めて、古文書に見えるのは、奈良時代天平十九年（七四七）、大和国法隆寺が役所に報告した、財産目録である。法隆寺の荘（私有地）が伊予国に一四か所ある。この内訳は、神野郡（新居郡）一か所、和氣郡二か所、風早郡二か所、温泉郡三か所、伊予郡四か所、浮穴郡一か所、骨奈（忽那）島一か所である。

これらの荘が、各郡内のどこにあったかは明らかでないが、浮穴郡の一か所というのは、今の上浮穴郡内ではない。当時の浮穴郡は、今の松山市久谷から砥部町・森松町・重信町などの広い範囲であった。

「浮穴」は、どう読んでいたのであろう。承平年間（九三〇年代）の「和名抄」によると、宇城安奈（うきあな）と読ませている。

浮穴という郡名は、何によってつけられたであろうか。現在、奈良県大和高田市の近くに、近鉄の「浮孔」という駅がある。ここは安寧天皇の片塩（かたしおろ）浮穴宮（うきあなのみや）という皇居のあった所と伝えている。なぜ浮穴宮と呼んだかというところ、この

すぐ西側に金剛山脈が南北に連なっており、これを越すと大阪府、昔の河内国若江郡で、ここに浮穴氏と呼ぶ一族が古くから住んでいた。この一族が山脈を越えてここまで勢力を伸ばしていたものと思われる。

恐らく、この河内国の浮穴氏が繁栄して、その分かれが海を越えて伊予国に住みついたのであろう。そしてその氏の名が郡名となったものであろう。平安時代初期の「続日本後紀」の承和元年（八三四）の記事に、伊予国人浮穴直千継という者の名が出てくる。直は朝廷から賜った家格を示すものである。そして千継の先祖は大久米命としてある。大久米命の子孫は久米氏でもあるから、久米氏と浮穴氏は同族である。

して見るとこの両氏は相携えて伊予国に移り住み、久米氏は久米郡に、浮穴氏は浮穴郡に住みついて、この地方を開拓したと考えられる。

なお、「伊予温故録」によると新居氏の祖為世の四男浮穴四郎季成という者が、高井に館を構えたことを記しているから、浮穴氏の根拠地は今の松山市高井の辺りで、この辺りが浮穴郡の中心であったと考えてよからう。

浮穴郡がいつできたかは明らかでない。ただ奈良時代の天平十九年、つまり今から一二三〇年くらい前には既にできていたということがわかる。

なお藩政時代に松山藩では浮穴郡を里分と山分に分けており、久万山は浮穴山分と呼ばれていた。

さて日本国家の政治組織は、大化の改新（六四五）から大宝律令制定（七〇一）までの七世紀後半にはほぼ定まった。国・郡・里の制度もその一つで、国及び郡は戸口の多少により、国は大・上・中・下の四等に、郡は大・上・中・下の五等に区分された。伊予国は上国、浮穴郡は初め最下の小郡であったと思われる。

それが、さぎにあげた平安時代初期の「和名抄」によると、一等上げられて下郡となっている。それは浮穴郡に井門・拝志・荏原・出部の四郷のあることが記されていることとわかる。大宝令の定めでは里は地方行政の下部単位

で今日の村に当たり、五〇戸をもって一里とすることになっていた。郡については一六里以上が大郡、一二里以上が上郡、八里以上が中郡、四里以上が下郡、二里以上が小郡であった。里は靈龜元年（七一五）に郷と改められたので、「和名抄」の四郷は四里のことである。

「和名抄」にいう浮穴郡四郷は現在のどこであろうか。井門郷は松山市の森松・石井地区のどこかであろう。押志郷は温泉郡重信町のもの、押志村辺り、出部郷は伊予郡砥部町のどこか、恐らく古く伊予砥と呼ばれた砥石を出した地域で、土部郷と呼んだものを書き誤ったものと思われる。荏原郷は松山市久谷地区のどこかであろう。

このように見ると、古代の浮穴郡四郷は重信川をはさむ地域であって、現在の上浮穴郡には郷名に当たる所がない。そのころの郡や郷は戸を支配し、人住まぬ土地を含まないから、今から一〇〇〇年以前には上浮穴郡地域はまだじゅうぶんに開発されず、ほとんど人の住まぬ所であったと見られる。古代に浮穴郡というのは、現在は郡名を失った下浮穴郡の一部を指したものであった。

### 三 久万山の起り

久万山は、古くは浮穴郡「山分」<sup>やまぶん</sup>である。この「久万」という地名については、いろいろの説がある。

(一) アイヌ語の「くま」で、横山という意味。太古アイヌ族は全国に住んでいたとか。

(二) 「隈」である。この字は弯曲して入り込んだ所、奥まって隠れた所、片隅・辺鄙<sup>へんび</sup>などの意味がある。

(三) 弘法大師伝説の「おくま」という婆さんの名前からとった。

(四) 動物の「熊」が住んでいたから「くま」の住む山。古い文書に、浮穴郡荏原郷「熊の庄」などともある。

「久万」という文字が初めて古書に見えるのは、鎌倉時代の「吾妻鏡」である。文久二年（一二〇五）伊予国の家人、久万太郎大夫高盛の名が出ている。また、室町時代の永享四年（一四三二）に、明正という者から大野弥治郎に土地を譲った文書に、「大田のうち本郷、久万のこと、ゆずり奉る也」と記してある。大田は今日の小田地方を指すので、このころ、小田・久万一帯は大野氏の支配下にあったものかと想像される。

さて、久万山の歴史を考えると、最も重要なものは菅生山大宝寺と海岸山岩屋寺という、二つの寺についてである。大宝寺は大宝元年（七〇一）の創建といわれ、岩屋寺は弘仁六年（八一五）に弘法大師の開基と伝えている。寺や神社の起源を書いた縁起えんぎというものは史実としてそのまま信用することはできないが、ひじょうに古い時代に造られた寺であることは確かである。

両寺のことを記した縁起えんぎの最も古いものとして鎌倉時代の正安元年（一二九九）に作られた「一遍聖絵」という絵巻物が現存している。これは道後に生まれた一遍上人の一代記を弟子の聖戒しょうかいが書いて、円伊という絵師が絵を添えた一二巻ものであるが、この中に文永一〇年（一二七三）に上人が岩屋にこもって修行したことが、岩屋の風景画を添えて記されている、この中に両寺の縁起を次に述べているのである。

ここは観音が現れた靈地であり、仙人修行の古跡である。仏教のまだ弘まらぬ時代に安芸国の獵師が、この山に入って狩をしていた。ある夜、朽木に弓を当てる獲物をねらっていたが、その後、この古木が夜半光を発するのど昼になってよく見ると、これはひじょうに古い木で所々苔むし、洞の中に金色に光る人の形をしたものがある。この獵師はまだ仏菩薩のことを聞いたことはなかったが、これは観音であるとさとして弓を棟梁むねはしらとし、着ていた菅蓑すがみを上葺うわぶきとして草舎を作って安置しておいた。のち三年ばかりしてまたこの山に来てその場所を探したところ、菅の生い茂る中に本尊が厳然といらっしやるので、うれしく思い立派に堂を建てて菅生寺と呼んで信仰を

つづけ、狛師はこの地の守護神となった。今も野口明神と呼ばれてまつられている。のち用明天皇のころ隋の国から使が来て、文帝のきさきが観音の靈瑞によって懐胎したと言って三種の宝物を捧げ、自らも留まって守護神となり、白山大明神として堂の南に祀られた。のちにこの堂に廂をつけたしたが火災が起り、廂だけが焼失した。また火災があつて堂舎は焼けたが、本尊と三種の宝物は自らとび出して前庭の桜の木に登った。その後また火災があつて本尊はさきのように桜の木にのがれ、堂は焼けたが三種の御物は灰の中に焼け残っていた。前庭の桜は本尊出現の朽木の若木である。このように仏教最初のころから靈驗あらたかな本尊である。

仙人は土佐国の女人で観音の靈験を尊び、この巖窟にこもり、五障の女身から抜け出ようとして一心に法華經を誦誦した結果、飛行自在の身となった。ある時は文殊菩薩と普賢菩薩が、またある時は地藏菩薩と弥勒菩薩も現れたので、それぞれその場所の名をつけた。四十九院の窟は仙人が父母のために極樂を現じた跡であり、また三十三所の靈窟は行者が靈驗を祈る場所である。ここには奇岩怪石の連峰がそばだち、月は法身常住の姿をみかき、幽洞のほとりは草木茂り、風は妙なる音楽をかなでて焼香供華すると見え、仙人の誦誦經典の声も信仰心ある人々は今なお聞くと有り。仙人は衆生救済のため遺骨をとどめたので一字の精舎を建てて万人の良縁を結ばせている。ここの今一つの堂舎は弘法大師御作の不動尊を安置しており、大師修行の古跡は不動尊とともに、もとのままに残っている。

これは原文をわかりやすく書き替えたものであるが、「一遍聖絵」は上人參籠の地を、菅生の岩屋と記しておるように、明らかに大宝寺と岩屋寺の縁起を混同している。観音出現は大宝寺のことであり、仙人修行は岩屋寺であるが、昔は岩屋寺は大宝寺の奥の院とされていたので一寺のように記したものか。後世の縁起類では観音像を発見したのは豊後国の狛師で明神左京と隼人の兄弟となっている。「一遍聖絵」の語る所が縁起の原形で、後世いろいろつけ加えた

のかもしれない。あるいは左京・隼人の名を記した別の縁起が古くからあったのかも知れない。

聖戒が「一遍聖絵」を書いた六八〇年前の鎌倉時代に、既に両寺の建立は遠い昔のこととして明らかでないところを見ると大宝元年、弘仁六年とまではさかのぼれないにしても、ずいぶん古い由緒ある寺であり、また久万山の歴史の古さが知られる。

#### 四 大野氏と大除城

鎌倉時代から戦国時代の終わりにかけてのおよそ四〇〇年間、伊予国の中心となるのは河野氏である。

河野氏の支配する浮穴郡久万郷・小田郷の地は一二〇〇メートル以上の四国山脈を距てて土佐国の吾川・高岡の二郡と接しているため、土佐側がよほどの決意をもって侵略して来ないかぎり、安全であった。したがって天下争乱の中にあって小田郷を持つ日野・林・土居・安持の四家、久万郷の舟草・明神・山之内・政岡・森・立林・菅家・梅木・山下らの一八家も、安らかに所領を治めていた。

それが、幡多郡中村を根拠とする公家一条氏が戦国大名に成長して近隣の土豪たちを配下に繰り入れてくると平和は破られた。土佐側から国境線を越えてしばしば侵略、小ぜり合いが行われるようになってくる。

河野氏はこれを防ぐため、郷民の希望にこたえて明神村に大除城おほぞりを築いた。現在の国道三三三号線が松山に向かって久万町を過ぎ、西明神に入ろうとする辺りの川向こうの高さ二〇〇メートルの山頂に作られたので、大除とは、「大いに敵を払い除く」という意味であつた。久万・小田郷ではこの大除城を中心に三〇余の支城を要所要所に作って、土佐勢に備えた。

土佐国にも主力の交替があった。天文八年（一五三九）に長岡郡岡興おこうに生まれた長宗我部元親は長ずるにしたがつてしだいに鬼才を発揮し、永禄七年（一五六四）には土佐の中央部を支配していた本山氏を滅ぼして、久万郷に接する吾川郡の南部一帯をその手中におさめるに至った。

その威力はとうてい一条氏の比ではなく、名家一条氏の滅亡も近いと思われた。

破竹の勢いの元親が目指すものは土佐一国の支配から、さらに四国の統一である。これに対する伊予国の河野氏は衰亡の一路をたどっており、とうてい久万・小田郷民の安全は期せられない。小田郷の四家、久万郷の一八家らは相談の上、勇猛のはまれ高い喜多郡宇津の城主大野直家を大除城主に迎え入れてその指揮を仰ぐことになった。

直家はまた朝直ともとも呼ばれ、大除入城の年月は明らかでないが、大除三代といわれるように直家・利直とし・直昌しげと三代にわたって久万小田の地を守った。直昌のとき、天正十三年（一五八五）の春に主家湯築城の河野通直が元親に降参し、八月には豊臣秀吉の四国征伐を受けて元親とともに通直も降参したので大除を開城した。なお直昌は天正十五年に主家の通直が伊予国を去り安芸国竹原に落去したのについて行き、その地で死去した。

河野氏について記した「予陽河野家譜」というものを見ると、天正二年（一五七四）に長宗我部元親と大除城主大野直昌との間に笹ヶ峠の戦というものがあったことが記されている。笹ヶ峠は今日の大野ヶ原であるといわれる。

直昌の弟に喜多郡菅田すげた城主大野直之ゆきという者があったが、これがひそかに土佐の元親と手をにぎって主家筋の湯築城主河野通直に叛いたので、河野は五千余騎の兵を送って直之を攻めた。

長宗我部方は元親の妹婿むすめの波川はがわ玄蕃げんぱんという者に八百余騎をつけて伊予に送り、直之を援助させたが、これに対して中国の毛利氏は河野を助けて宍戸ししど隆家・吉川きつかわ元春・小早川隆景らの部将に一万余騎をつけて送ったので、土佐方は大いに恐れて降伏した。

直之は死罪に処せられる所であったが、河野家では兄直昌の日頃の忠勤振りに免じて寛大な処置をとり、小田で三百石余を与えて住まわせ、その行動を直昌に監視させることにした。しかし直之はこの処置を不服として、ひそかに妻子をつれて小田を出て土佐にのがれ、元親をたよった。

あくる天正二年八月に、元親の使者西村左近が大除城に来た。そして、

「直之も前非を悔い、また妻子や家来たちも他国の生活の不便を訴えているので、何とか河野家に取りなして、もとの菅田城に帰れるように、はからってほしい」

という書面を直昌に差し出した。これに対し直昌は元親の計らいの労を謝したが、翌月の閏八月上旬に、西村は再び大除城を訪れて、

「兄弟の和解はまことに喜ばしい、ついでには今月の下旬、直之をつれて予土国境で会見し、隣国のよしみを通じた。」

という元親の書面を手渡した。そして西村との話し合いで、時は閏八月二十五日、所は予土国境の笹ヶ峠と決められた。

その当日、元親ははるばる直之を連れて笹ヶ峠の甫見江坂まで、また直昌方はそこから五〇町ばかり離れた樋ヶ崎まで出向いた。そして互いに連絡をとり合って会見場所へと進んだとき、突如として草むらの茂みから土佐方の伏兵二百余人が関の声を上げて、久万山勢めがけて攻撃して来た。

まったく思いもよらぬことである。不意をつかれた直昌方は、それでも応戦の態勢をとって防戦に努めたが、土佐方の術中に陥り、直昌の弟東筑前守はじめ七十余人のくつきょうの武士たちが相次いで討死するという大損害を受けた。しかし流石に大野直昌は知勇兼備の将であった。一族の尾首掃部・尾崎丹波・土居式部・日野九郎左衛門らと力

を合わせて勢力を挽回して土佐勢を切り崩し、相手方の死傷も八十余人に及んだ。ついに甫見江坂の東まで土佐勢を追い散らし、勝鬨かつどきをあげたというのである。

この戦いの模様を、さらに詳しく記したものに久万・小田の旧庄屋家に伝わる「熊大代家城主大野家由来」とか、「大野直昌由緒聞書」などがある。しかしこの戦いについてはいろいろ疑問がある。事実とは受け取れぬふしがある。藩政時代に久万・小田地方の各村々の庄屋となった家筋は大野家の家臣の子孫が多いので、あるいは先祖の功業を誇るため作られた部分が多いのではないかと考えられる。だが、この天正二年あたりから急に大除城主大野家が衰えて来たこと、現に大野ヶ原という地名が残っている事実などから見て、このとおりの戦いはなかったにせよ何か土佐方との間に衝突のあったことが想像される。

なお「大野家四拾八家之次第」によると大除城配下の支城は次のようである。

浮穴郡荏原之郷熊之庄野尻之里

一 大余家城

大野山城守

但屋敷槻之沢

一家中者槻之沢掉谷菅生之内ニ有之

同七島土州境

一 鷹 森 城

同

越 智 帶 刀

熊東明神

一 船 山 城 城主 船艸 出羽

同 露 之 峯

一 尾 首 城

同

尾 首 掃 部

同西明神

一 越 木 甫 氣 城

同 大 川

一 石 本 城

同

梅 木 馬 之 丞

同久谷

一 葛 掛 城

同 日 野 浦

一 錢 尾 城

同

菅 新 左 衛 門

同入野

一 天 神 森 城

同 久 主

一 松 岡 城

同

重 頭 數 馬

同野尻

一 池 畔 城

同 有 枝

一 鷹 森 城

同

佐 伯 重 兵 衛

同畑ノ川

一 高 藪 城

同 屋 之 野

一 若 山 城

同

菅 内 藏 之 丞

但屋敷長野

一 渡 部 左 馬 之 助

同 西 谷

一 天 神 森

同

山 下 重 兵 衛

但屋敷長野

一 船 艸 五 兵 衛

同 西 谷

一 天 神 森

同

山 下 重 兵 衛

同 西 谷

一 天 神 森

同

山 下 重 兵 衛

同 西 谷

一 天 神 森

同

山 下 重 兵 衛

同 西 谷

一 天 神 森

同

山 下 重 兵 衛

同 西 谷

一 天 神 森

同

山 下 重 兵 衛

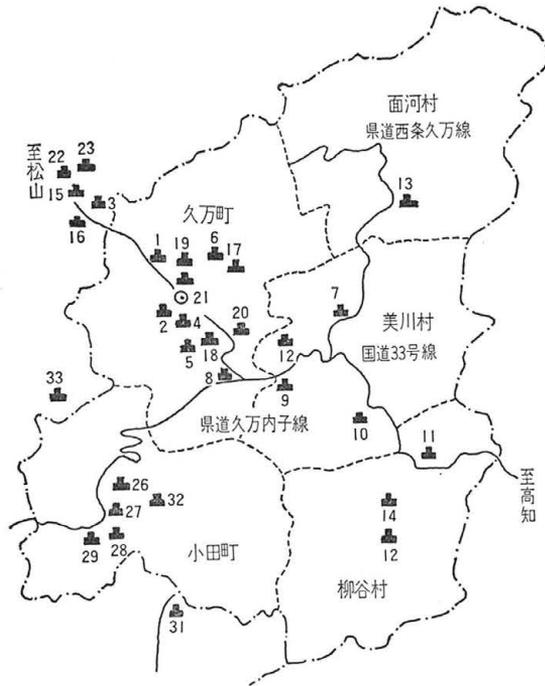
同 西 谷

一 天 神 森

同

山 下 重 兵 衛





大除城と支城配置図

もっとも当時の城というものは大除城にしても近世の城郭建築のようなものではない。武士といっても平時には城地の近くの平地に居宅を構え農耕のかたわら軍事の訓練をし、戦争となると住居を引き払って兵糧・武器を運び上げて城地に立てこもる手はずだとは思われる。したがって城というよりも、「かきあげ」又は「とりで」と呼ぶにふさわしい手軽く築き上げた城塁で、あり合わせの材木で周囲に柵を立てめぐらし、見張りと防禦に当たる程度であった。なお若山城主管内蔵之丞は、笹ヶ峠の討死七十余人の一人であったと記されている。

さて大除開城後、大野氏配下の牢人で、この村に移り住んだ人たちは「熊大代家城主大野家由来」によると次のようである。

北坂へ	高岡帯刀	笠方へ	佐川内蔵之介
ととろへ	赤松左近	岡田屋敷へ	佐川左右衛門
大成へ	松室美濃	若山へ	寺西遠江
同	名本左近	同	宮原藏人
同	黒川久太郎	草原へ	中川主膳
澁草へ	松室美作		

## 五 郷土の伝承

我が村は海拔一九八二メートルの石鎚山の南斜面をなす高山地帯で、冬季の寒冷は厳しく積雪も多い。恐らく歴史時代に入っても千古斧鉞ふえきを入れぬ原生林に覆われて長年月を経たものと思われ、平地からの開拓はよほど時代が下るのであろう。

いつのころか、若宮氏と称する柚職が入山して石墨山・黒妙山などの森林を伐採し、開墾に従ったという口碑がある。これが柚野開拓の始まりで、柚野では若宮氏を土地の元祖神として戸ごと祭りに伝えているとある（柚川村郷土誌）。

村内の神社には古い由緒を伝えるものがある。笠方の八社神社は和銅六年（七二二）、中組の三社神社は延暦二十三年（八〇四）、本組の八幡神社は延久三年（一〇七一）にそれぞれ創建されたと言われている。

源平合戦に敗れた平家の落人が相名峠・割石峠越えをしてこの地に落ち延びたとか、若山から高台越えで土佐椿山つばやまへの道すがら村人から一飯を恵まれた落人が、好意を謝して残したといわれる茶釜が現存している。また妙の妙見・

土泥の藤左衛門・大成の露口の三兄弟は、それぞれの集落の開祖と伝えられる。

こうした中で、特に大味川六人衆というのが著名であるので、現存する文書をそのまま次に掲載しておく。

## 六 大味川六人衆

大除城落城後、幕下の番城の城主・将卒の多くは牢人として知己をたより、あるいは逃れて郡内の村々に移り、百姓の生活に入った。

後年、大味川村の開祖と称せられた六人衆も、大除城大野一家とかかわりのある者である。六人衆の記録で最も古いものと考えられるものは次のものである。

……………前略……………中川善之助殿ノ申ケルハ、斯落人ト成ル上者、其許モ百姓相營可申様噂有之、弥五右衛門被申出候ハ、田畑給リ候得者百姓仕度与申ケルニ付、我隠居地半分遣シテ生ケ溪与申所工住居仕ケル、此時之百姓分、中川善之助、菅内藏之丞、中川新左右衛門、高岡市右衛門、同弟八左衛門杯、是ハ大味川邑ニ住居ニ而、役儀相勤ル也、若山三菅内藏之丞、同苗(加藤)長助、此時之六人衆ト申也……………中略……………  
右之通、無相違故、子孫為心得、記置者也

元和二丙辰歳

正月穀旦

中川新左衛門

清房

(本組中川清愛所藏・元和二年〓一六一六)

中川善之助——中川清政、豊後国竹田より伊予国に來り、大除城主大野直昌の家臣となるという。大除城落城後、嫡子中川善之助、昼野へ來り東屋敷に居を構える。

菅内蔵之丞直俊——笹ヶ峠の合戦で討死した菅内蔵之丞道氏の縁者。直俊の祖父菅式部介高善は初め浮穴郡拜志郷花山城によつたと伝えるが、文中三年小笠原兵庫頭政長ら七千余騎攻め來り、花山城を退き昼野に逃れ若山城を築いたという。

高岡市右衛門——豊後大友氏に仕えた高岡図書の子市右衛門は、諸所を流転して伊予に來り、久万山に入り大野家の家老（勘定奉行）となつたと伝える。

別に大味川六人衆由來記（中村小野義直所蔵・高岡家系図）には次のように記載してある。

先ず第一に、中川善之助昼野に來りて、東屋に小屋を建て、百姓を管みしが、親友の間柄である高岡市右衛門を説き、菅弥五衛門を伴い歸り浪人となる上は、百姓にならん事を懇請す。ここで、三氏一致協力して、開拓を進む。やがて市右衛門の弟、高岡八左衛門、菅内蔵之丞の義弟菅（加藤）長助の三氏來り、一同相談して、大味川開発の先駆者として、それぞれの土地を与えられ次の如く配置した。

- 中川善之助 一八三番地第一東屋（高岡寿典住）
- 高岡市右衛門 一八一番地 中屋（高岡輝若住）
- 菅弥五衛門 一九〇番地 伊加谷（菅清三郎住）
- 高岡八左衛門 九八番地（中川宗義住）
- 菅内蔵之丞 一二一番地中吉（菅福定住）
- 中川新左衛門 一三六番地（中川清愛畑）
- 菅（加藤）長助 一四八番地 土居（加藤孝昭住）

なお六人衆の墓地は次のとおりである。

中川善之助	昼野	高岡市右衛門	昼野
高岡八左衛門	本組	菅(加藤)長助	若山
中川新左衛門		菅 弥五衛門	不明
菅内藏之丞	不明		

六人衆余聞

(い) 高岡市右衛門の一族に大力無双なる者あり、昼野高岡家の墓所に在る大きな川石は、面河川から一人で担ぎ上げしものとか。

(ろ) 菅(加藤)長助の最後は哀れである。長助は戦陣で飛んで来る弓の矢を手でつかむほどの胆力と腕力の持ち主、大坂冬の陣に出陣、出陣の条件として、庄屋菅内藏之丞が無事帰って来たら若干の土地を与えると約束したが、その約束を破棄すべく謀略をしかけたという。

土佐、椿山つばやまの弓の名人なる者が一役買って出た。歳としは不詳であるが、旧暦七月七日山畑そはへ蕎麦そば時に行っていた長助を不意打したのである。一矢、二矢長助は鍬で払って防戦したが一之進の放った管矢は長助の胸を刺しついに倒れた。当時地区の人々は罪・咎とがもなき長助の不憫ふびんさを思い、祠ほくらを建ててねんごろに葬った。今も長助大権現さまとして、毎年旧暦七月七日の命日には香花を供えお祭りをしていいる。

(は) 高岡市右衛門の愛刀は栃原高岡ヨシエ所藏、その銘は

常陸守源宗重 寛文十年八月

長さ四七・七センチ、今から約三〇〇年前の作である。

(c) 高岡八左衛門の墓所は、本組の旧庄屋屋敷跡にある。今でも毎歳旧曆九月十五日、中秋の名月の宵、高岡一族は盛大に追悼のお祭りを行っている。

(d) 本組成窪の集落を東西に横切る石垣が通っている。農道工事のため一部破壊されたが、六人衆時代石垣の上部が中川家、下部が高岡家の土地であったという。

(e) 本組庄屋屋敷から、南、面河川に向かって境界を入れ、東部を高岡家、西部を松岡家に分け、その線に木炭を敷いた。近年その木炭がところどころ掘り出される。

(f) 中川善之助が所蔵していた、父清政の宝物は、善之助屋敷の後山、ロノ林に一社を建立し、中川家の守護神として、毎年初穂を献上し、お祭りをした。それは日の丸の金の扇子きんせんすとか。そのために、善之助はわが屋敷を東向きに造つて東屋と称し、この土地も、日の丸にあやかつて「昼野々」の地名にしたとか。今そこには社やしろはないが、宝物を埋めた石積の場所が往時そのままに残っている。

(g) 若山に番所屋敷があつた。ちようど菅内蔵之丞屋敷の下手しもて、六人衆時代の関所ともいう。あるいは若山(草原)銅山との関係があつたかも知れぬ。九耕第一一七番地(菅胤美住)

大味川六人衆と密接なかかわりのあるものに、摂州高槻五万石の城主、松岡伯耆守吉則の嫡孫、松岡市兵衛吉滋がある。

「中予大味川邑百性根本書」(本組松岡正人所蔵)の末尾には、次のように記されている。伝来の一巻を嘉永五年土佐国佐川の安並という者が書き写したものとある。

右一巻逐一相違無之、延依而元和元年右末孫之面々打寄厚吟味ヲ以相糺誌之可為者也

元和元丙辰之歳

正月良辰

右一巻土陽左川之産筆工安並恒俊之主謹而可為識之者也

追 加

伝来之一巻并松岡市兵衛添書、年曆重紙面汚失之形ニ相成、両章共再改代可為者也

安並恒俊誌

嘉永五年壬

子季春穀旦

松岡家の先祖は、相州鎌倉松ヶ岡より出て、常陸国松ヶ岡に転住し、松岡伯耆守吉則の時に摂州高槻五万石の城主となつたとある。

慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の戦いで弟松岡縫殿吉興とともに滅亡、嫡男の松岡堅物は播州三ヶ月城主、一万石に取り立てられたが遂に流浪、堅物の長男松岡市兵衛吉滋は四国路に渡り、大除城落城後の大野家の落人を尋ね中川善之助に行き会い、大味川邑庄屋菅弥五衛門宅に逗留し、やがて庄屋所の帳書を勤めるようになった。庄屋菅弥五衛門病氣のため死亡、高岡市右衛門・中川孫右衛門・菅（加藤）長助ら相寄り協議の結果、松岡市兵衛庄屋に取り立てられ、菅行野メドに居を構えた。（耕第一二一番地付近、松岡明畑）

人品骨柄才智万民秀

天晴之生質博學者不申及輕輩之者ニ無之故何分一村之庄屋取立可申旨右連衆之面々再打寄熟談……………

これは、松岡市兵衛の人物評である。大味川六人衆を中心として、市兵衛吉滋もかつての城主たりし才覚をじゅうぶんに發揮して、大味川開拓に貢献したといえる。

承応三年秋のころ、市兵衛の弟市三郎・同彦三郎、摂州高槻より、大味川に移り住む。現在の松岡姓の者は、これらの人々の末裔である。

ただ惜しむらくは、市兵衛の末路は不明である。菅弥五衛門の末孫所蔵の松岡市兵衛の位牌は、

実相院円龍大居士

貞享年中、月日不詳

(ただし市兵衛妻女の墓所は本組にある。)

字笠方の梅ヶ市は、戦死者の遺骸の埋替地(うめかえち)から転じた地名であろうといわれている。天正十年(一五六二)のころ、土佐の長宗我部軍が久万山に侵入し、大除城による大野氏との激戦で生じた戦死者の死体がここに後日、埋め替えられたのを、文字の不吉を忌み、梅ヶ市としたと伝える。また妙には石田三成の墓と伝えるものがある。関ヶ原戦から逃れた三成の遺臣がこの地に住んだのであろうか。

## 第二章 藩政時代

## 一 松山藩の支配

秀吉の四国統一で功のあった小早川隆景は河野氏が滅びたのち、天正十三年八月に伊予一国で三十五万石を与えられた。隆景が同十五年（一五八七）に筑前名島に転封になると、福島正則が東中予で十一万石を与えられて道後湯築城に入り、南予では戸田勝隆が十万石を得て大洲地藏カ嶽城に入った。

このとき久万山の一部が戸田勝隆の所領に組み込まれることになった。戸田の九人衆と呼ばれた有力な家臣団が小田分で六千石を与えられたが、小田分は四千八五二石一斗しかなかったため、不足分千四一七石九斗を二名・父ノ川・露峰とさらに野尻から三三石を分割（下野尻と呼ぶ）して補ったのである。これが久万山四村が藩政時代を通じて大洲領となる基を作った。

文禄四年（一五九五）福島正則は尾張国清洲に転封となって、そのあとへ小川祐忠が七万石で府中城、加藤嘉明が六万石で正木城（まきぎ）に入り、また戸田勝隆病死後の南予へは藤堂高虎が七万石で板島城に入った。

加藤嘉明は慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦の戦功によって一躍二十一万石となり、松山城を築いて慶長八年（一六〇三）に入城した。加藤の松山在城は二十余年に及び、寛永四年（一六二七）に会津四十万石に転ずるのであるが、その間、久万山は重臣（つくだかすけ）佃十成の知行所となっていた。

十成は久万山で庄政を行つたらしい。寛永三年（一六二六）二月に久万山庄屋らは大川村の土居三郎右衛門・日野浦村の船草次郎右衛門を代表として直接に加藤嘉明に支配者の更迭を願ひ出ている。その理由として年貢の過重取立てと、百姓を連日松山の屋敷に呼んで労役を行わせることを挙げてゐる。この結果は十成から所領を取り上げ、その子三郎兵衛に与えることになつたので二人の庄屋は、ぜひほかの人にと押し返し歎願したが、家老堀主水・足立新助から、このことを含んで庄政を行うようなことはさせぬという証文をもらつて、ようやく引き下がっている。翌年に加藤は会津に国替えとなつて佃家も去つたから、佃氏の久万山支配は寛永四年で終わった。

加藤のあとには出羽国上山かみのやまから蒲生忠知が二十万石（近江国日野と合せて）で入つたが、その治世は短く、寛永十一年（一六三四）に忠知が参勤交代の途上、京都で死去したため蒲生家は断絶した。

寛永十二年（一六三五）に伊勢国桑名から松平定行が十五万石で松山城主として入国する。定行の父定勝は家康と同じ母から生まれた弟であるから、將軍家の親藩である。定行の弟の定房も三万五千石で兄を援助する意味をもって今治に入つた。伊予八藩名・藩祖・石高・入国年を記すと次のようである。

松山	松平定行	十五万石	寛永十二年（一六三五）	西条	松平頼純	三万石	寛文十一年（一六七二）
宇和島	伊達秀宗	十万石	慶長十九年（一六一四）	吉田	伊達宗純	三万石	明暦三年（一六五七）
大洲	加藤貞泰	六万石	元和三年（一六一七）	新谷	加藤直泰	一万石	元和九年（一六二三）
今治	松平定房	三・五万石	寛永十二年（一六三五）	小松	一柳直頼	一万石	寛永十三年（一六三六）

松山と今治、宇和島と吉田、大洲と新谷、西条と小松はいずれも本家分家の関係につながっている。ただ西条藩は三代直興が役目不行届きの理由で寛文五年（一六六五）に取つぶされ、御三家の紀州藩の二男松平頼純が西条藩主となつて、小松藩の一柳分家だけが幕末まで続いたわけである。

江戸時代の大名は領地から収穫される一年間の籾の総高をもつて何万石の大名というように呼ばれた。これを決め



第2章 藩政時代

一高二五〇石	町	村
田方 一九八石六升六合	日損所	
内	野山有	
畠方 五一石九斗三升四合		
一高五二八石	菅生村	
田方 三七九石四斗八升	日損所	
内	林山有	
畠方 一四八石五斗二升	野山有	
一高一九二石四斗七升	有枝村	
田方 一九石六斗三升	日損所	
内	柴山有	
畠方 一七一石八斗四升	野山有	
一高三〇一石一斗四升	大川村	
田方 一七〇石一斗七升	野山有	
内	柴山有	
畠方 一三〇石九斗七升	野山有	
一高二七九石五斗五升	黒岩村	
田方 二九石四斗一升	日損所	
内	野山有	
畠方 二五〇石一斗四升	川有	
一高二四〇石三斗	日ノ浦村	
田方 二二石四斗	日損所	
内	野山有	
畠方 二一七石九斗	川有	
一高二七〇石五斗七升	柳井川村	
田方 三一石五升	林山有	
内	野山有	
畠方 二三九石五斗二升	川有	
一高二五九石二斗八升	西谷村	
田方 四石五斗	林山有	
内	野山有	
畠方 二五四石七斗八升	久主村	
一高一四二石四斗四升	日損所	
田方 三三石八斗四升	野山有	
内	川有	
畠方 一〇八石六斗	野山有	
一高二三〇石二斗八升九合	黒藤川村	
田方 一石八斗	林山有	
内	川有	
畠方 二二八石四斗八升九合	野山有	
一高九三石七斗八升二合	沢渡村	
田方 一一石二斗	野山有	
内	川有	
畠方 八二石五斗八升二合	仕出ノ下村	
一高一〇〇石一斗三升	野山有	
田方 七石五斗五升		

内	島方 九二石五斗八升	川 有	島方 七一三石七升	野山 有
	一高二八四石四斗四升	七鳥村	一高七二三石三斗六升	畑ノ川村
田方	六石三斗	柴山 有	田方 五六七石四斗二升	林山 少有
内		川 有	内	野山 有
	島方 二七八石一斗四升		島方 一五五石九斗四升	
	一高三二二石五斗四升	東川村	一高二〇〇石三斗三升	野尻村
田方	三五石七斗	柴山 有	田方 一一五石八斗九升八合	日損所
内		野山 有	内	野山 有
	島方 二八六石八斗四升		島方 八四石四斗三升二合	
	一高九〇八石	北番村	右之内	
田方	一九四石九斗三升	林山 有	一六七石	松平隠岐守分
			三三三石三斗三升	加藤出羽守分

右の松山領久万山分二〇か村、石高合計六四〇九石二斗四升一合となる。これを明治初年旧藩主久松定昭から松山県庁へ引き継いだ二四か村石高六四二四石七斗七升九合と比較すると、四か村一五石五斗三升八合の増となっているにすぎないから、まず藩政時代二百三十余年を通じて久万山は六四〇〇石余の地と見てよいであろう。

藩政時代に現地で農民支配に当たるのは郡奉行や代官であるが、彼らは村民の一人一人を支配するのではなく、村の年貢率を決めるのみで、その取立てにしても犯罪者の取締りにしても村全体の共同責任として、いちおうその自治に任せて、わずらわしい村の内部に立ち入ることを避けている。

各村には村役人というものがある。その長が庄屋で、村を代表するとともに代官の指図に従って村政に当たった。庄屋以下の村役人は藩によって多少の違いがある。松山藩では庄屋を補佐する組頭や、郷筒ごうづつと呼ぶ保安係などがあつ

た。平常の事務は村役人が処理するが重要なことは百姓寄合いで決め、また近隣どうして五人組を組織して、組内から犯罪者を出さぬよう、年貢を完納するよう戒め合わせている。

また郡内の村々に共通する事がらを処理するため大庄屋とか改庄屋あらたまというものがあつた。久万山は浮穴郡のうち山分として行政の一単位をなしていた。久万山役人づけというものを見ると代官一、元締一、手代四につづいて大庄屋二名、大庄屋格二名、改庄屋一名または二名、また時には役人格というものもあつた。格は見習いというところであろう。なお藩政時代を通じて三坂を越えた窪野村、久谷村が久万山分に入っていた。これは二村にとつては不便だつたらしく、しばしば里分に編入することを願ひ出て、また一時的には里分に属したこともあつた。これ全く奉行・代官などが久万山に登るとき休憩その他の便宜からであつたと思われる。

藩政の中心はなんといつても年貢米の徴収にあつた。支配者の農民観を示す言葉として伝えられているものには厳しいものが多い。本多正信が二代將軍秀忠の問いに答えたものの中に、

百姓は天下の根本なり、これを治むるに法あり、まず一人々々の田地の境目をよく立て、一年の入用作物を見つもらせその余年貢に収むべし、百姓の財は余らぬよう、不足なきように治むること道なり。

とあり、また「百姓は死なぬように生きぬようにと合点いたし、収納申しつくるよう」とか、「百姓とごまの油はしほればしほる程出る」などといった政治家もある。

年貢の率は四公六民と普通に言われて、収穫の一〇分の四を年貢として出すものであるが、時に五公五民、久万山あたり六公四民という例が多い。年貢率を決めるのに二つの方法があつて、その年の作物を調べて率を決めるけんみ検見と、定免じやうめんといつて過去数年間の収穫高の平均を見て豊凶にかかわらず一定の率とする場合があつた。久万山では寛文七年から延宝元年（一六六七―七三）の七年間、元禄十年から享保十年（一六九七―一七二五）の二九年間は定免制であ

つたが、前期は各村平均が六・二、後期六・六という高率になっている。しかし実態はよくわからない。窪野村などは前期一三、後期一三・九となっているが、これでは収穫高以上を取り立てたように見えるが、実際は村高以上に時のたつにしたがって新田の開発が行われたり、また裏作の麦に対しては年貢を取らなかつたりするのである。

久万山の庄屋家には戦国時代の土豪から出たものが多い。久万・小田郷では大除城主大野家の一族又は配下の支城主の子孫と称する者が多く、絶家を防ぐため庄屋どうして養子縁組をして親戚関係を作っていた。

ここに県立図書館所蔵の「久万山手鑑」によって八代將軍吉宗の晩年の寛保のころ（元年は一七四一）の各村庄屋名と、同図書館所蔵の「松山領里正鑑」によって明治五年六月九日、庄屋所廃止の時の村名・当主名を掲げておく。

（寛保のころ）

（明治五年）

東明神村	新右衛門	船田	信衛	柳井川村	尾形清右衛門	土居	五郎次
西明神村	源兵衛	梅木	源平	西谷村	半蔵	鶴原	右源太
入野村	孫右衛門	山之内	誠一郎	久主村	与次兵衛	梅木	盛久
久万町村	次郎左衛門	鶴原	五郎太	蘆川村	重右衛門	梅木	二三
野尻村	次郎左衛門	居村久万町村		仕出村	助四郎	船田	左源治
菅生村	善左衛門	鶴原	五郎太	七鳥村	助四郎	船田	左源治
有枝村	弥次右衛門	小倉	高太郎	東川村	伝太夫	梅木	左源治
大川村	五郎右衛門	山内	寅吉	大味川村	小倉平左衛門	菅	昌喜
上黒岩村	権之助	土居	通昌	柚野村	孫兵衛	小倉	利八
中黒岩村	次郎右衛門	居村大川村		直瀬村	小倉平左衛門	小倉	宗衛
日野浦村	次郎右衛門	居村日野浦村		上畑野川村	土居喜兵衛	梅木	盛謙
沢渡村	次郎右衛門	居村日野浦村		下畑野川村	土居喜兵衛	梅木	盛謙
		船田	清平			居村下畑野川村	
		船田	清平				

これで見ると明治初年の久万山二四村の名は八代將軍吉宗（松山藩主六代定喬）のころには既にできていて、寛保のころは苗字を許された庄屋は尾形・小倉・土居にすぎないが、他の庄屋は名のりこそしないが、苗字は先祖代々持っており、それはだいたい明治五年の苗字であったと思われる。もっとも村によって庄屋の家柄の替ったものもあつたようである。

また久万山の戸数・人口・牛馬数については次のような数字が記されている。（「久万山小手鑑」寛保初年）

一古来よりの家数	三、〇三六軒	社人	三三人
一宗門人高	一九、〇六八	山伏	一九人
内男	九、五六一人	座頭	一人
女	九、三七八	警女 <small>ごば</small>	四人
出家	三三人	神子	二人
道心	八人	一牛馬数	二、二四五疋
禪門	一四人	内馬	一、六〇七疋
医師	六人	牛	六三八疋

なお久万山二十四村を三大別して口坂くもぼ・下坂しもた・北坂きたぼと呼びならしていたようである。坂ぼをまた番とも書いた。その場合、口坂とは東明神・西明神・入野・久万・菅生・上野尻・大川の七村、下坂とは有枝・上黒岩・中黒岩・日野浦・沢渡・柳井川・西谷・久主・黒藤川の九村、北坂とは大味川・柚野・直瀬・上畑野川・下畑野川・仕出・七鳥・東川の八村を指していた。幕府公簿である慶安元年郷村帳では北番村とあつて大味川・柚野・直瀬の三村名は現れていない。

## 二 北番村の分郷

さきにあげた「慶安元年伊予国知行高郷村数帳」は三代將軍家光の晩年に当たる慶安元年（一六四八）に作られた幕府の公簿で、ここに記された村高は、慶長年間に浅野長政が行ったいわゆる「太閤検地」の石高を示すものである。

これによると、我が村は次のように記されている。

一高九百八石	浮穴郡北番村	林山有	野山有
内	田方	百九拾四石九斗三升	
	畠方	七百拾三石七升	

この検地帳に示す石高は、畠作の粟・大豆・とうもろこしなどはすべて米に換算して書き上げてあるので、畠方が田方に対し四倍近いのは耕地のほとんどが山畑であることを示している。

幕府公簿はこれから五〇年後の元禄十三年（一七〇〇）の「領分附伊予国村浦記」というものがあるが、これには次のように記してある。

一高九百八石	松平隠岐守知行	浮穴郡	北番村
--------	---------	-----	-----

さきの「慶安元年伊予国知行高郷村数帳」と比べて石高も、村名も変わりはない。これに続く天保五年（一八三四）

の「天保郷帳」には次のように記す。

一高九百二十七石二升七合

浮穴郡

北番村

村高に一九石余の増加は見られるが、村名はこの幕末期に至っても北番村である。しかし、これは幕府公簿の上の記載であって、現地では早くから柚野村・大味川村・直瀬村の三村に分郷していたことが「久万山手鑑」などによって知られる。

では三村分郷はいつ行われたであろうか。久万町大字上畑野川名智禾之所蔵の「名智本久万山手鑑」に、次のような注目すべき記事がある。

直瀬村庄屋

直瀬村、柚野村、大味川村右三ヶ村御高九百八石一村二而、北坂村と申、庄屋次左衛門と申者相勤候所、次左衛門病死仕候以後三ヶ村ニ御分ヶ被ニ仰付一、直瀬村庄屋同村惣右衛門へ被ニ仰付一、慶長拾貳年より寛政十四年丑年、追三拾老年相勤、隠居仕候

以前は直瀬村・柚野村・大味川村は北番村（文中では北坂村とある）という一村で村高は九〇八石、庄屋次左衛門（別の本では次右衛門ともある）という者が勤めていたが、彼が死んだので藩命により慶長十二年（一六〇七）から三村に分け、直瀬村は惣右衛門という者が庄屋となったというのである。

つまり、柚野村・大味川村という村が始まったのは慶長十二年（一六〇七）、昭和五十五年から三七四年前のことでそれ以前は直瀬村を含めた北番村であった。

なお村高については「久万山手鑑」で見ると、

柚野村 二百五十二石二斗二升

大味川村 百五十一石三斗四升

とあり、これに直瀬村五〇四石四斗四升を加えると計九〇八石となり、公簿の北番村村高に一致する。

「久万山手鑑」の久万山代官由来記によると、郷筒の任務を次のように述べている。

大野直昌殿番城の区分は、口坂七か村は大川村に旗頭はたがしらを置き下坂七か村は久主村に旗頭を置き、北坂六か村は東川村に旗頭を置き、其他番城を十二か村に置き国境領分取締役を被仰付居り候処弘治年間（一五五五〜五八）土州国境の百姓大挙して領分に侵入し横暴して土地百姓をおびやかしたるに付、番城旗頭は年行司郷筒を才許して成敗役を被仰付候領分境目東川水押に御関所、御改役所を置き人馬の通行を検分する所として御禁制を被置申候。

以上にみられるように郷筒は、治安を維持する警察の役をつかさどるものと、解釈してよからう。

郷筒と関係のある松山藩下各郡の鉄砲数は次のごとくで、浮穴郡山分（久万山）が最も多く所持していたことは、注目すべきである。

一千二百四十二挺

内 訳

四十八挺——和氣郡

六十九挺——温泉郡

九挺——伊予郡

百三十七挺——久米郡

八十二挺——浮穴郡里分さと

六百四十八挺——浮穴郡山分、久万山

十五挺——野間郡

七十三挺——風早郡

九十七挺——周布郡

四挺——越智郡

十六挺——風早郡（嶋分）

二十七挺——越智郡（嶋分）

十七挺——桑村郡

大味川村郷筒として最初に任命されたのは、寛文十二年（一六七二）半兵衛なる者が二人扶持で役儀被仰付とある。柚野村郷筒は、延宝元年（一六七三）武兵衛なる者が役儀被仰付っている。

大味川村庄屋は、北番村時代直瀬村の次右衛門が就任している。

柚野村庄屋は、明暦二年（一六五六）直瀬村庄屋惣左衛門の倅、孫兵衛が就任している。

柚野村・大味川村の庄屋跡は今も歴然と残っている。

柚野村は直瀬村と地的・人的にもかかわりが深く、初代庄屋は直瀬村庄屋惣左衛門の倅、孫兵衛がその役に就いている。庄屋制度以前においても行政にもその支配を受け、経済上の交流も盛んであったと想像できる。交通についても、上直瀬から井内越で城下町松山とのつながりがあり、柚野村庄屋から松山札ノ辻まで、一〇里二五町一間と記されている。柚野村は直瀬村の浄福寺の檀家になっていた。

本村にある庄屋跡、柚野第一耕地一六二番地六一、谷川のほとり、苔むした石垣、田圃に囲まれた屋敷に今も残る茅葺の一軒家、人の住んでいないのが一入衰れにさえ思われる。

歴史が秘められているこの環境と建物は、永久に残したいものである。

大味川庄屋跡は、本組大味川第三番耕地一六五番地第一・第二・城山を背景に、前は一面の田畑その向こう、面川の川岸に、氏神様の木立、往時そのままの石垣、庄屋敷らしい構えであるが、残念ながら庄屋時代の家屋は、残っていない。

予土国境の番城若山城は、昼野にあつて大味川六人衆の先達ともいうべき中川善之助は、昼野に居宅を定めながら何が故に本組に庄屋の位置を定めたか。

若山城は、大除城時代、又はその以前から、土州の侵略に備えた番城であつた。戦国時代から、豊臣・徳川時代へ

と世が太平になるにつれて大味川谷は、その川下の豊かな集落が大味川村の中心となつてくる。そこは川下の経済・交通の要所、つまり七鳥村・仕出村に近く、また久万代官所などの往来の便もよくて発達したと考えられる。

歴史は、繰り返すという。今、この川沿いを県道西條久万線が延々と走る。この村の大動脈である。いや、中東予を結ぶ四国山脈横断のハイウェイかも知れぬ。

柚野村・大味川村の庄屋敷跡。何気なくながめてはいるが、我々の祖先は、ここを中心として、行政はもちろんのこと、物心両面のよりどころとして生活をつづけてきた歴史的遺跡である。

### 三 木地屋集団

木地師<sup>まじし</sup>、又は木地屋<sup>まじや</sup>というのは「ろくろ」を使って、けやき・とちなどの材から碗や盆などを作る工人のことで、日本で最も古い手工業の一つである。

木地屋の家系には小椋姓を名のる者が多い。近江国小椋郷（現滋賀県神崎郡永源寺町）が全国木地師発祥の地といわれ、貞観元年（八五九）小椋郷に入られた文徳天皇第一皇子惟喬親王<sup>これか</sup>がろくの業を教え、随従の藤原実秀に小椋太政大臣と名のらせたという古い伝えに基づいており、木地師は小椋実秀及び随従の人々及び小椋郷の住民の子孫であるというのである。

彼らは右の理由から「御綸旨」と称するものを持ち、全国のお山々は入山勝手たるべしといわれ、その八分目以上、霞がかりと呼ばれる部分は自由伐採区域とされていたので、とちやけやきの良材を求めて山から山へと集団的にわた

り歩いて作業を続けてきたが、明治初年の山林所有権の確定で彼らの山渉りは終わり、最終の地に定住した者が多い。

我が面河村でも笠方にかつて三〇戸の小椋姓があり、江戸時代の中期ごろ入山したものとと思われる。村に残る記録に、

中御門天皇享保元年（一七一六）頃より大字大味川へろくろ師入山し、続いて大字袖野へ入り盆筒類を作り出し、順次盛んになれり、今なほ梅ヶ市には数人の木地細工師あり、明治維新前まで到る所の官山に入り、自由に樹木を伐り細工をなし需要に供したるものなり、これらの木地師は小椋家にしその由来を尋ねれば文徳天皇の皇子惟喬親王化俗したまひ、近江国愛智郡筒井邑の奥山に入り給ひ、畏くも木地細工をなし給ふ、その後裔及び当時侍従の者の專業する所となり、遂に諸国に巡業散在し現今に至れりといふとある。

また笠方出身の小椋克寛（現松山市千舟町）が所蔵する「年代鏡」は木地師吉助の手控えであるが、そのはじめに、抑木地職の謂を尋ねれば、江州愛智郡に於て惟喬親王作らせ給ひける、是れ大山草に謂、夫れより木地師一類諸国に山入り、年月を連しもの也

- 一 我先祖は江州を出、京都に登、夫れより大和美作に移り、夫より四国に渡と聞、代年数知らず、
- 一 美作より伊予松山領袖野山縦ノ木移る

九左衛門子

六右衛門

同土泥山移

九左衛門墓有

と、江州を出て伊予の袖野の山々に入った様子を記している。

次に掲げるのは笠方梅ヶ市小椋アヤ子所蔵の、いわゆる「御繪旨」である。

近江国筒井職頭之事

諸国轉輸師杓子師塗物師引物師等其職相勤之族、末代無相違可進退旨、定訖、故以為器質基本、兼亦諸役可免許、全公役可相勤之由 依

天氣執達如件

元龜三年十月十一日

左大弁 在判

公文所

この文書には「近江国愛知郡筒井公文所小椋太政大臣実秀印」という菱形の朱印が押してある。正親町天皇綸旨といわれるもので、筒井公文所あてに、諸国ろくろ師（木地師のこと）の職頭として諸役免許の旨、勅許となったことを示すもので、筒井公文書から複製して諸国の木地師仲間配布されたものの一つである。

同じく小椋アヤ子氏所蔵のものに、

従当畑諸商売之事

於惣國中如有来不可有別儀、若違乱之族在之者、可注進可申付候也

仍如件

天正十五年

十一月十五日

増田右衛門 在判

近江国

筒井公文所

これにも公文所の菱形の朱印が同様に押してある。豊臣秀吉の木地師商売の免許状で、五奉行の一人増田長盛から出されたものの写しといわれ、木地屋と呼ばれる家に多く所蔵されるものの一つである。こうした前代の免許状とい

うものが、古格を重んずる江戸幕府では効力を持ったものであった。

明治初年当村の小椋家は、約二〇戸、そのうち一〇戸ぐらいは、本来の木地師として、相当盛んであったようである。木地師であれ、農業への転業者であれ、彼らは「きじや」と呼ばれ、素封家として名をなした者が多く、また小椋和太郎・小椋胤一らのように村長として、また助役・村会議員など村の指導者として活躍している人も多い。

木地材料は、全国いずれの山林でも、八合目以上、つまり「霞がかり」と呼ばれる部分は、自由に伐採ができるといふ、入山権が許可されていて、好む材料をぜいたくに使った。榿・栃・樺・ミズナなどの、細工しやすい部分だけを、選択して使用した。材料の良し、悪しを見分ける技術は、木地師独特のもので、立木に斧を入れて、たやすく縦に裂けやすい、柁目の部分を良質とした。これがいわゆる「ヨコキジ（横木地）」である。これに対して「タテキジ（縦木地）」がある。この方ができ上がりの木目が美しく出るが、「ヨコキジ」をほんとうの木地屋というのだそうである。

明治維新以降、木地材料の立木の伐採はいちおう届け出てから入山するようになり、個人又は仲間共同購入した。

木地の工程は、材料の小割つまり「アラグリ」、次に「マサカリ」で外形を整え乾燥した。乾燥の方法は、自然乾燥と囲炉裡の上に柵を設けて、乾かす方法をとった。しかしながら、原木は、切り倒してから五年・一〇年と放置しておき、「ヒビ」の生じないような材料を使うのが、最良であるという。

木地師の「カンナ」は「ノミ」式のもの、これは自らの手で作る。それで作業場には、鍛冶場も設けてあった。

木地師の道具は「カンナ」である。

外道具 ヒビラ・マルガンナ

内道具 シャカ・ウチシャカ・エグリ・ダラツケ

「ロクロ」を使う時、カンナを付ける腕木を支える「ウマ」がある。

木地細工には、椀・盆・拘子などがある。しかし、陶器の出回るのに押され、一般の需要が減少し、また素材の入手が困難になり、大正時代を最後に当村には、木地師は一人もいなくなつた。

越智郡桜井は、漆器の産地、その木地請負をひきうけ、大阪の木地問屋からも、注文を受けていた。

温泉郡川内町に「問屋」という地名が今も残っている。黒森街道の開通以前、割石峠を越えて松山へ出る貨物の中で、木地細工はもちろん木炭・木材などを駄馬で運送した時代の間屋跡・交通・交易の要所であった。

木地屋は、その仲間だけで縁組みし、一般の人々との婚姻はしなかった。特殊の技術を持つ、職人の集団である意識が、あるいは、その祖先に対する優越感があつたのか、その故に、百姓仕事は、ケガレルといい、農民にいわせれば木地屋を「キシアケ」といったという。

近江の木地師の総本山から出ている「略縁起」によると正月三日・四月九日・五月三日・六月十五日・九月七日・十一月九日（すべて旧暦）の七度の神事は、木地師のお祭りとして「行うこと怠慢無し」と、記されている。

このほかに、十一月八日は「フイゴ祭」、御論旨祭ともいわれ、近隣相寄り盛大に酒宴を開き、先祖をしのび一族の繁栄を祈つたと伝えられている。

木地師は、入山当時、あるいは異民族扱いをされたかも知れぬ。しかし木地師本来の仕事もしだいになくなり、主として農業に転じ、この地を永住の地として、生業を営むにつれて、部落協同体の一員として、しだいに同化し、生活も習慣も土地の住民となら異なるところがなくなった。

昭和二十年終戦後から数年、戦後の木炭ブームは、笠方部落はもちろん、木地屋を捨てた人々にとっても、最も活

気のあった一時期ではあるまいか。それから、面河ダム建設のための水没、高度経済成長期の離村、残念ながら、今は過疎地である。かつての木地屋小椋家も、今残るのはわずかに九戸、木地師は、歴史の彼方に遠ざかったといはうものの、由緒ある特殊な職業集団の入山と移動は、村の記録にとどめる必要があろう。

#### 四 享保の大飢饉

享保十七年（一七三二）の稲作の大被害は、前代未聞のもので、その災害は関西全域に及んだという。数十日に及ぶ長雨、そして、その後の大旱魃及び蝗のたいへんな発生で、米の収穫皆無の地方もあり大飢饉となった。

西国の餓民二六六万余人、死者一万二〇〇〇余人といわれた。

享保の飢饉の被害を受けたのは、松山藩で、特に道後平野の災害がはなはだしく、伊予郡筒井村の百姓、作兵衛が麦種入りの袋を枕にして、飢死（享保十七年九月二十三日）したという、今の世までも、義農作兵衛として語り伝えられている。

ある「由来記」によると、

春より長雨、田方植付は、よく候へ共、六月以降、うんかと云う虫つき、一面に田方痛み、一粒も収穫これなきに付、家中人数扶持に仰せつけられ、飢人数多くして、死者多く、死者辻々、町々にこれあり、其の数はかり難く、町、郡方へは、粃米、麦少々、人別見分け上くださる。

米、麦、大豆、小豆のねだん高値になり、米銀札一匁に、一合一勺までに相成り、……………

また、「味酒社日記」には、

郷方の者共、町方へ、おいおい、おびただしく、袖乞そまごいにまかり出で、今日などは多人數、袖乞いと申し、町家へ押しかけ候に付、町申しとみを打ち、奉行手付、町奉行手付、諸郡月番等召連れ、諸郡打まわり、目付、手代、同心など押えにまかり出で、それ故に十七日頃より、多人數打連れ、袖乞の儀相止む。右袖乞は、伊予郡の者、最も多き由、……………

松山藩は享保十八年正月から、家老久松庄右衛門などを、道前、道後の諸郡を巡回させ、被害調査をし、米や衣類などを支給した。また、年貢御免の処置をとり、塩・味噌・種籾を配り、さらに、米・麦・大豆などの値下げの処置を取った。

享保の飢饉がこの久万山に、どれほどの被害を与え、百姓がいかほど難渋したかは、全く不明である。しかし、大きな災害が起これば、地理的に不便な山間部は、平坦部以上に、深刻な食糧不足に見舞われることも想像できる。

享保の初め、久万山の人口は、二万人以上を数えたのが、この飢饉以来減少して、一万七〇〇〇人以下になったという乏しい資料が、ある程度この災害のすさまじさを物語っているといえる。

享保十八年松山藩主久松定喬は、飢饉の処置不調法の至りという罪で家老奥平藤右衛門を久万山に蟄居ちつきよさせた。この飢饉の経験から、救済施策の失敗を反省し、松山藩は災害に対する根本的な対策を進めたようである。特に、それから、約四〇年後、安永四年（一七七五）の非常御囲籾制度が、その一つで、これが今日まで、約二〇〇年間連続と続いており、それが久万凶荒予備組合の起源ともなっている。

なお幕府は、飢饉の対策として、米の貯蔵を勧め、享保十九年青木昆陽に命じて甘藷を試作させ、その種子を全国に配った。

伊予国においては、その甘藷の試作より二〇年前、越智郡大三島下見吉十郎あきよが甘藷を作っていたという。吉十郎は、六部行者として、全国を巡っていたが、正徳元年（一七一）九州薩摩国で、甘藷の種子を得て、禁を犯してひそ

かに持ち帰り、付近の島々に作らせ、飢饉などの応急非常食にした。今も大三島では、「いも地蔵」として祭られ、吉十郎の余徳をしのんでいる。

## 五 久万山一揆

松山藩六代藩主松平定喬（きよたか）寛保元年（一七四二）七月五日から八月十三日にかけて、久万山農民およそ三〇〇〇人が隣藩大洲城下に逃散（にげさん）したという事件がある。逃散は百姓一揆の一つで、領主に反抗して耕作をやめて他領に逃れて生きる道を求めようとするもので、領主側としては年貢は取れず、土地は荒れ、しかも悪政を天下にさらすことになるので非常に効果的であった。しかし一揆を起せば首謀者は死罪となるのがたてまえであったから、これは生か死かの極限に追いつめられた場合の、最後の反抗と見るべきものである。

一般に久万山騒動は上席家老奥平久兵衛が久万山横領をたくらみ、久万山に重税を課して、自分の領地としてから重い課税をしたという非難を受けぬようにしようという計画が、事前にこの反抗に遭い遠島となったというように伝えられているが、真相はそうではないようである。「松山叢談」によると久万山は山畑が多くて年貢米が納められぬため、特産の茶を売って時の米相場にしたがって銀納している村々が多かったが、近來米の値段が上がリ、反対に茶の値段が下がって年貢納入に苦しんだ。殊に享保十七年という関西を襲った大飢饉からわずか九年後のことで、飢饉のため受けた痛手がじゅうぶんに回復していなかった時だけに、こうするしか生きる道がなかったと記されている。だがこの説明もじゅうぶんではない。

久万山一揆は実際は大洲逃散の四か月前の三月七日に起こっている。それは大味川・東川・七鳥・仕出・有枝・直

瀬の六か村が松山城下に願いごとがあると称してまず三坂を越えて久米村の八幡宮まで出ており、続いて久主・黒藤川・日野浦・大川・沢渡・上黒岩の六か村が土居村まで、さらに西谷・柳井川二村が石井村まで出たが、いずれも差し止められてそれぞれ一泊した上で、久万山代官関助太夫はじめ久米郡代官、郡奉行らに久万町村に連れもどされているのである。

その時、これら一四か村の者が代官に歎願したのは、松山藩が近年定めた「紙方新法」というものを取りやめてもらいたい、ということであった。これらの村々は田の少ない北坂きたば・下坂筋しもで、畑作と茶の外に山畑こうぞへ楮こうぞを植えてこれを原料にして農閑期に紙を漉いて売り、生活をうるおしていた。

財政困難となつて来た松山藩ではこの紙に目をつけて、財政補強のため紙の専売に乗り出した。つまり楮の強制買上げと、紙漉の強行であつた。代官への歎願三か条を見ると、「紙方新法」というものが、どんな内容であつたかわかる。

- 一、楮の株改めが行われて、何千本につき紙の斤目何程と見積つて買上げられるが、見積が多すぎて他から楮を買入れねばならぬが、値違いで損失が大きい。
- 二、紙漉百姓は紙斤目いくらとして代米をもらうか、納入の日限をきめられて百姓仕事に差支へ迷惑する。
- 三、紙方掛役人の送り人馬、飛脚持ちなどに要する費用が多くなり、立ち行かない。

というのである。この願いに対して紙方奉行穂坂太郎左衛門・郡奉行吉岡平右衛門・代官関助太夫らをとつた処置は、紙漉村である北坂・下坂の百姓たちを納得させるものではなかつたらしい。

七月五日に下坂の久主村農民が村出を起こし、しだいに川をさかのぼつて下坂の村々を合流させ、これに北坂が加わり大洲城下に逃散の形をとつてきた。松山藩に願い出ても、ちががあかないことがわかつた今は、無益な抗争をす

るよりは村を捨て、日雇いでもよい、大洲城下へ出て加藤の殿様に歎願して領内においてもらおうというのである。この集団は七月八日に大洲領の露峰村まで、十一日には白杵村、十三日には内子村まで進み、河原で一泊している。

松山藩主の定喬は二十六歳で参勤交代の途上にあった。留守役人としてはなんとか穏便に解決したいと思い、郡奉行がその後を追いつき、どのような願いであろうとも聞き届けるからと諭すが、彼らは役人の言うことはいっさい聞かず、十五日にはついに大洲城下にたどりついた。

万策尽きた代官関助太夫は、菅生山大宝寺の齊秀（同寺中興四世）に百姓帰村の取りなしを頼み、ついに齊秀の大洲での説論で解決するのであるが、百姓一揆というものは一つの勢いで、口坂の久万町村などは、もともと一揆を起すほどの理由もないのにその中に巻き込まれた形であった。齊秀の指示に従って各村々は願筋というものを書いて藩に提出することになるが、もともと紙漉村から動き出したこの一揆は、紙を漉かぬ口坂村々の願筋にはならない。そのため久万山全体に共通する願筋が必要となる。それが「米の値段が上り茶の値段が下り、金納の年貢に苦しむ」という「松山叢談」の記事となったものであろう。もちろん下坂、北坂の村々ではみな「紙方新法」の取りやめを願筋の中に特筆している。

いっさいを齊秀に任せることにした農民たちは村出以来三十三日目の八月十三日によく自分の村に帰って来た。齊秀の手から藩に提出された村々の願筋は大きくまとめて二五項目くらいになるが、藩でも一々検討の上、まず「紙方新法」の取りやめをはじめ、だいたい願筋は聞き届けるといふ寛大な処置に出ており、齊秀もなっとくした。申し渡しは上席家老水野佑左衛門がみずから久万町村の法然寺に出張して、各村の代表者に対して行っている。ただ年貢率の引下げという願い出については不許可となっているが、他郡とのつり合いもあってのことと思われる、百

姓たちもこの申し渡しに満足している。なお久万山全体に対し救米三〇〇〇俵を与え、首謀者の取調べもなく、一人の罪人も出ていないのは大宝寺の顔を立てたもので、米一五〇俵を齊秀に送って労を謝し、また大洲加藤家及び農民の宿泊先へは謝礼の使を送っている。

藩の責任者処分としては家老奥平久兵衛を生名島へ、紙方奉行穂坂太郎左衛門を二神島へ、物頭脇坂五郎右衛門を大下島へ流罪にし、それぞれの家族もみな罰せられている。

## 第三章 明治・大正期

### 一 明治新政と地方自治

明治新政は、いうまでもなく、我が国、歴史上の未曾有の大変革であった。

明治四年（一八七二）藩を廃して県を置き（廃藩置県）全国を三府七二県とし、府に知事、県に権令を任命した。

伊予国では、八藩を八県とし、後に西条・小松・今治・松山の四県を松山県、新谷・大州・吉田・宇和島の四県を宇和島県とした。明治五年二月、松山県を石鉄県、同年六月、宇和島県を神山県と改称した。

明治五年六月、これまでの町村を行政区画とすることをやめて、新たに大・小区別を定めた。石鉄県下を、八大区、二一七小区に分けている。

浮穴郡久万山分二四か村、三八六七戸を次のとおり定めている。

#### 第十七大区（久万山分）

第一小区	北番村直瀬	二二八戸	第六小区	西谷村	二六八戸
第二小区	〃 柚野	二五六戸	第七小区	柳井川村	二二七戸
第三小区	〃 大味川	二二二戸	第八小区	日野浦村・沢渡村	二四七戸
第四小区	東川村・七島村・仕出村	三七一戸	第九小区	大川村・有枝村・黒岩村	三三三戸
第五小区	久主村・黒藤川村	二七二戸	第一〇小区	畑野川村	二二二戸

第一一小区 菅生村・野尻村・久万町村 四二二戸  
 第一二小区 入野村・西明神村・東明神村 三六四戸

第一三小区 窪野村・久谷村

三三五戸

浮穴郡（久万山分）のうち、神山県（旧大州藩）に属していた父野川村・露峰村・下野尻村・二名村は、第十大区第五小区（臼杵村・多居谷村・猿谷村を含む）となり、戸数は七五六戸であった。

当時の松山県は、一二郡、五六一か村である。

宇摩郡・新居郡・越智郡（六か村）

周布郡（二四か村）

温泉郡・久米郡・和気郡・野間郡・桑村郡のうち一七か村

風早郡のうち七八か村

浮穴郡のうち四三か村

伊予郡のうち一九か村

明治六年（一七八三）一月、石鉄県の県庁を一時今治に移し、同年二月二十日、石鉄・神山の二県を合併して愛媛県とし、その県庁を温泉郡松山に置いた。現在の愛媛県の誕生である。

明治七年五月二十日、新しい大、小区制が愛媛県から布達された。

大区名	小区数	管轄区域
一	一七	宇摩郡の全部
二	二五	新居郡の全部
三	二三	周布郡桑村郡の全部
四	二四	越智郡の全部
五	一九	野間郡の全部・風早郡の一部
	一〇	和気郡・温泉郡、久米郡の全部
	一八	風早郡・伊予郡、浮穴郡の一部
	七	浮穴郡の内久万山
	八	浮穴郡・喜多郡・伊予郡の一部
	九	浮穴郡・喜多郡・伊予郡の一部
	二八	宇和郡の一部
	一八	

- 一一 一 一 宇和郡・喜多郡の一部
- 一一 九 宇和郡・喜多郡・浮穴郡の一部
- 一三 二九 宇和郡の一部
- 一四 五 宇和郡の一部

これにより県内は一四六区、三一一小区に改められ、神山県に属していた、父野川村、二名村、露峰村、下野尻村は、第七大区に編入せられ、窪野村、久谷村は、三坂峠を境に、久方山分ちから分離して、第六大区に含められた。

第七大区（久方山分）の小区は次のごとくである。

- 第一小区 東明神村・西明神村・入野村・久方町村・菅生村・野尻村
- 第二小区 畑野川村・北番村直瀬
- 第三小区 北番村柚野・大味川
- 第四小区 東川村・七島村・仕出村
- 第五小区 沢渡村・黒藤川村・久主村
- 第六小区 西谷村・柳井川村
- 第七小区 日野浦村・黒岩村・有枝村・大川村
- 第八小区 父野川村・露峰村・二名村・白杵村

明治二十一年十二月、香川県が愛媛県から分離独立したので、大小区の名称替えが行われ、これまで第七大区であった浮穴郡久方山分は、第十四大区と番号が変わったが、小区の変更はなかった。つまり、新しい区は、大区一四、小区三一一となった。これらの区は、将来において、国政事務を分担する、新たな地方行政単位を指向したのである。

既に明治五年四月、庄屋・名主・年寄が廃止され、戸長に事務いっさいを引き渡し、これを待遇するに准官吏とした。

明治四年（一八七二）戸籍法を定め、同五年二月一日から実施した。（壬申戸籍）明治維新より、激しく変動した戸口の実態調査をするため、行政区画としての区は、その役割を果たした。

明治五年三月、太政官は「村役場心得」を公布、末端における地方行政担当者の職責を明らかにした。

区長可心得条々（抜粋）

一 区長ノ儀ハ区内諸村戸長共ヘ伝達ノ件始メ平生諸世話諸疏引等其役務ナリ僅而御仁政ノ御趣旨ヲ奉シ可遂精勵事

戸長可心得条々（抜粋）

一 村内ノ者離散セサル様相心得貧窮ノ者アラハ難波イマタ行詰サル内扶助ノ手立ヲナスヘシ自然下ニオイテ不任程ノコトハ速ニ可申出常ニ花美ノ奢ヲ戒メ無益ノ費ヲ省キ農事ヲ勸メ諸人成立ノ心遣可為肝要事

明治九年、香川・愛媛二県を合併して愛媛県となり、県庁を松山に置いた。明治二十二年十二月、香川県が愛媛県より分離独立して、全国は三府四三県となる。

明治十一年（一八七八）十二月、愛媛県は初めて、郡役所を設置した。

松山（和氣、温泉、久米）・北条（野間、風早）・森松（浮穴）・今治（越智）・新屋敷（周布、桑村）・川之江（宇摩）・大州（喜多）・八幡浜（西宇和）・卯之町（東宇和）・宇和（北宇和）・城辺（南宇和）である。

明治十一年（一八七八）七月、我が国地方自治制度の礎石として画期的な意味をもつ「郡区町村編成法」が公布され大小区制を廃止し、従来の町村が行政区画として復活した。この結果、浮穴郡は明治十一年十二月、上浮穴郡四四か村、下浮穴郡六〇か村に二分せられ、愛媛県は一八郡、一〇八〇町村となり、一四郡役所、五八〇の戸長役場が置かれた。初代の上浮穴郡長には秋山 静、下浮穴郡長には桧垣 伸が任命せられ、上浮穴郡役所は久万町村、下浮穴郡役所を森松に置いた。

明治十年、西南戦争（西郷隆盛を中心として鹿児島県に起こった士族の反乱）の最中に、愛媛県権令（知事）岩村高俊は、特設県会の開設を県内（愛媛、香川）に布達した。

議員定数七〇名、当時の久万山は第十四区、久万町村の鶴原太郎次（平民、戸長）が当選している。

特定県会の仮規則前文は次のごとくである。

凡ソ県内大小ノ事衆庶公議ニ出サレバ平等中正ノ議ヲ尽スヲ得ス然レトモ管下人民尅百三十余万（愛媛・香川）人毎ニ謄リ戸毎ニ詢スル日モ亦足ラントス此故ニ自今公選ノ方ヲ以テ人民ノ代議人ト定メ本県県会ヲ開設セシメ永ク公明ノ利益ニ係ラシメントス

此段布達候事

議事ノ要領トスル條款左ノ如シ

- 一 小区費ノ事
  - 二 民積ノ事
  - 三 取締安寧及風致ノ事
  - 四 学校及ヒ病院貧院等ノ事
  - 五 物産ヲ興シ及ヒ荒無地ヲ開墾スル等ノ事
  - 六 水陸運輸ノ便ヲ起ス事
  - 七 道路堤防橋梁用水ノ事（抜粹）
- 上浮穴郡選出県會議員

鶴原太郎治	久万町村
梅木源平	西明神村
二宮益雄	小田町村
佐伯義一郎	久万町村
加藤彰	
二宮篤三郎	石山村

歴代の上浮穴郡長は次のとおりである。

久松定夫	田渡村
山内門十郎	弘形村
船田武平	久万町
大西平三郎	久万町
高橋積一郎	久万町
正岡慶三	明神村
都築九平	小田町村
大野助直	田渡村
新谷善三郎	仕七川村
菅広綱	面河村
井部栄治	久万町
八木菊次郎	久万町
田中執	明神村
吉岡好吉	仕七川村
中田千鶴	父二峰村
大野貴義	川瀬村
大田国康	小田町

(旧姓青木  
面河村生)

秋山 静  
明治一三年—  
明治二三年—二七年

上浮穴郡会議員は、明治二十三年から設置されたのか、またその構成員数も不明であるが、  
 選出の記録が残っているので、その最も古いと思われるものを記載しておく。

議事録

抽籤ヲ以テ議員ノ着席順序ヲ定ムル左ノ如シ

加藤 純次郎	明治二七年—三三年
篠原 邦貫	明治三二年—三四年
三浦 一志	明治三四年—三九年
篋島 桂太郎	明治三九年—四〇年
松田 虎次郎	明治四〇年—四五年
荒田 誦之助	明治四五年—大正六年
山下 雅	大正六年—八年
足達 儀国	大正八年—八年
古川 栄一	大正八年—一一年
国西 藤三郎	大正一一年—一二年
武知 忠幸	大正一二年—一三年
武田 嘉四郎	大正一三年—一五年
丸 番 遠藤 又七	
貳 番 欠	
参 番 菅 武作	

- 四番 高岡 勝次
- 五番 菅 福次
- 六番 宇野銀九郎
- 七番 小椋 勇藏
- 八番 菅 福太郎
- 九番 高岡 源次
- 拾番
- 拾壹番
- 拾貳番

本日出席者八名貳番不在ニ付欠席拾番拾壹番拾貳番ハ欠員

本日ハ村長事故欠席ニ付助役ヲ以テ議長トス

午後二時議長ハ投票ヲ始ル為議員ノ面前ニ於テ投票函ヲ開キ其空虚ナルヲ示シタル後之ヲ卓上ニ置キタリ議長ハ投票ヲ受ケ封緘ノ儘函ニ投入シ然ル後之ヲ開キ投票ノ数ト投票人ノ総数トヲ計算シタルニ

投票総数 八票

投票人 八人

投票ノ総数ト投票人ノ総数ト符合セリ

右揮テ有効投票ニシテ被選人投票点数ハ左ノ如シ

五 点 菅 福次

貳 点 八木 胤愛

壹 点 松本 市藏

故ニ菅福次有効投票ノ過半数ヲ得タルヲ以テ当撰人トス

右撰拳ノ顛末ヲ記録シ議長之レヲ朗誦シ其正当ナルヲ証スル為メ茲ニ署名捺印ス

明治三十年五月一日

柚川村議長 菅 福次

明治二十三年七月一日、第一回衆議院議員の総選挙が実施された。もちろん当時は制限選挙で選挙権者は、年齢二十五歳以上の男子で、しかも直接国税一五円以上納めている者に限られた。米一升六錢、一五円の国税を納める者は、よほどの資産家である。

明治二十三年、全国人口約三九〇〇万人、一・一三%強の有権者数である。

明治三十五年（第七回）総選挙から、選挙法が改正され、直接国税一五円から、一〇円となつた。それでも全人口に対して二・一八%、しかも婦人は、政党に加入することも、選挙演説を聴く自由さえ禁止されていた。

大正八年（一九一九）第十四回総選挙から、直接一〇円が三円に切り下げられ、大正十四年（一九二五）、多年の念願であつた普通選挙法が公布され（内閣総理大臣加藤高明）、納税資格による制限は、撤廃された。

しかしながら残念なのは、時の政府の選挙干渉である。警察官・行政官吏・市町村の吏員までも政府に迎合して奔走し、官憲の権力を悪用し、圧迫が加えられ、政府与党に対しては寛大、野党に対しては、言論や文章に至るまで、嚴重かつ極端に抑圧した。

昭和二十一年（一九四六）四月、第二十二回総選挙から婦人にも参政権が与えられ、現在に至っている。約六〇年になんなんとする永い歳月である。

第一回貴族院議員の選挙は、明治二十三年六月実施された。貴族院の構成は、皇族、華族、勅選、多額納税者によ

ってなされている。合計三七六名、当時愛媛県の多額納税者一五名、一名の貴族院議員を選出している。

○華 族―版籍奉還の際、従来の公卿、諸侯の制を廢して華族と称した。公・侯・伯・子・男爵

○勅選議員―明治憲法下で、国家に勲功あり、又は學識ある男子から、勅選された。任期は終身

明治十八年（一九八五）十二月、初代内閣総理大臣に伊藤博文が就任した。維新以来の太政官制度に代わる、内閣制度の発足である。内閣各省は、外務・内務・大蔵・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・逓信の九省、各省の長に大臣を置いた。

明治十七年、区、町村会法が改正され、従来の大区、小区を廢して、府県の下に郡、町村を復活した。

明治二十二年（一八八九）二月、大日本帝国憲法公布、同年四月、市制及び町村制が実施され、同二十三年、府県制、郡制が定められた。

ちなみに、愛媛県知事白根專一、上浮穴郡長は檜垣伸である。

郡においても名称、区域とも旧に復し、郡長は「町村戸長ヲ監督ス」と、明確に規定された。

府知事・県知事についても、これを内務大臣の統制、監督の下に管治された。

こうして、政府―府県―郡の整然とした官治的配体制ができ上がったのである。

上浮穴郡役所は、明治三十四年久万町住安町に新築された。木造二階建て同一階建ての二棟、堂々たるもので、八年間、一三代の郡長が郡政を担当したのである。大正十五年（一九二六）自治体としての郡役所が廢止になるまで、四

明治二十二年四月一日愛媛県内の町村を合併して、新村をつくり、県内を一市一八郡とした。明治二十九年、更に町村を分合して、一市（松山）一二郡となる。

上浮穴郡は、旧村四四か村であったが、町村制実施とともに、新村一五か村となった。

明治維新は、政治上の大変革をもたらし、江戸幕府以来の鎖国政策を解き、諸外国との交際を始めたので、外国の風習も、次々と入ってきた。一般国民に第一に許されたのが、住居の自由、耕作の自由、土地売買の自由であった。

明治二年、全国の関所を廃して、転居や旅行も自由にできることとなった。それまでは縁組えぐみなどで、他村に嫁入する場合でも、寺の住職の添書を必要としたし、伊勢神宮参拝ま（お伊勢参り）なども、庄屋の認書（往来手形）を持って行かねばならなかった。

明治四年、それまで、田には稲、畑には雑穀を作らねばならなかったのが「田畑勝手作り」の布告で、田畑を宅地に変更することもでき、また、換金作物として畑に桑や茶を植えることも自由になった。

寛永二十年（一六四三）以来、禁止されていた土地売買も許されたので、農民も土地を売って、他の職業に就くことも可能になった。

明治二年八月、職業の自由も許されたので、農民も商人になり、志を立てて松山方面へ出て行った例もある。

地租の改正は、村にとっては大変革であった。現物で納めていた地租を、貨幣によって徴集されることになった。当時は税金も高く、その上、農作物を商人に安く買いたたかれ、あるいは売れなくなって、税金を納めるのに苦勞したので、土地を安く売ったり、はなはだしいのは酒を持参して、土地を「無償」で渡したりなどした例さえあるという。

明治五年（一八七二）戸籍法（壬申戸籍）が実施された。華族・士族・平民の名称が、それぞれつけられた。そして、武士と庄屋のみに許されていた「姓」（苗字）を、全住民がつけることとなった。

柚川村（面河村）の例をとると、「高岡」「菅」「中川」は、大味川六人衆又はその関係する子孫にあやかったとも思

われるし、「松岡」は撰州高槻から移り住んだ松岡市兵衛に、「小椋」姓は、木地師の総本山の江州小椋郷に由来すると思われる。

明治四年武士の「切捨て御免<sup>とぐめ</sup>」の風習も禁止され、明治九年、帯刀も禁ぜられ、農民も平等の地位になった。

明治二十一年四月の、市制及び町村制の実施で、日本の地方自治の単位と構造が決定した。これらの制度は、歴史の変遷に應じて、幾多の修正を受け、大正時代に自治権の若干の拡大、納税条件を緩めて、選挙権の範囲の拡大などがあるが、だいたいにおいて、地方自治の大筋は、戦後の改革にまで及ぶわけである。

ここに、山県有朋（明治二十一年山県内閣の内務大臣兼任）の、一文を記したい。

国家ノ基礎ヲ鞏固ニセント欲セハ必先町村自治ノ組織ヲ立テサルヲ得ス之ヲ喻ヘハ町村ハ基礎ニシテ国家ハ猶家屋ノ如シ

つまり、「地方自治の上に、国家の基盤が立つ」という近代的な自治権思想と一脈相通する自治観であると考えられる。

## 二 久万山騒動

明治四年（一八七二）七月、廃藩置県のため、藩知事罷免の通達が大政官から、松山藩に知らされたのは、七月二十四日で、同年九月までに、江戸表へ参上せよとのことであった。

八月十四日、松山藩知事久松定昭は、旧家臣たちの離別のあいさつを受ける「御目見」を、同二十六日、二十七日の両日行くと布告したが、久万山農民は蜂起し、久万山騒動（久米騒動）となった。

その頭取は、浮穴郡久万山日野浦村の貧農、山ノ内才十である。

次の記録を参照されたい。

松山藩記 久万山領民騒動

明治四年八月、浮穴郡久万山農民暴動ニ及ベリ初メ各郡神仏ノ混淆ヲ正シ淫祀ヲ除クノ命ヲ布フヨリ領民大ニ厭忌シ、着手セザル者數有則村吏ニ命ジ該山ノ堂宇一、ニヲ焚毀セシム於是領民不良ノ心ヲ生ゼリ遇々藩知事免官帰京ノ公布アルニ合シ仍チ知事再任ノ歎願ヲ旨トシ同郡七鳥村外ニ、三村ヲ煽動シ各島銃竹槍携ヘ

明治四年八月十五日久万町ニ屯集シ諸村風ヲ聞テ応ズル者陸續蜂起ス県庁速ニ吏ヲ遣シ百万之ヲ論スト雖聽カズ却テ村吏ニ抗シ掲示場ヲ毀テ或ハ出張官吏ノ致ルヲ拒ム

明治四年八月十七日其暴威益々甚シ旧知事手書ヲ齎ラシ家令某ヲシテ論鎮セシム猶之ヲ聽カズ終ニ浮穴久米両郡ニ憑凌ス明治四年八月十八日少属重松約(當時久万山在勤)家令其等其屯集ノ所ニ致リ再ビ懇諭ス此際重松約兇徒ノ為メ傷ケラル家令某亦説諭ノ道ヲ得ズシテ去ル同夜久米郡鷹子村ニ転集ス久米浮穴両郡之ニ応シ各村ヲ煽動シ各村里正組頭ノ家ニ闖入之家屋ヲ毀チ牒簿ヲ焼キ甚シキハ之ヲ放火スルニ至ル其乱暴猖獗言ヘカラス

明治四年八月十六日知事温泉郡桑原村ニ至リ巨魁ヲ呼テ之ヲ論シ勢熒ヲ歛ムト雖モ他ノ凶徒等兇器ヲ携ヘ各村ニ横行シ同日午后久米郡官舎(久万、浮穴両郡ヲ管治シ事務ヲ扱フ)ニ火ス是ニ於テ官終説諭ヲ以テ鎮定スヘカラスヲ知り

明治四年八月二十日、兵ヲ出シテ鷹子村ニ迎ヘ撃ツ兇徒傷ク者數名四方ニ逃散ス尋テ巨魁山ノ内等數名ヲ縛シ全ク鎮定セリ

御仕置伺書ニ依ル者

山ノ内才十外六名(才十は九月二十九日入牢とある)

山ノ内才十は當時二十五歳、独身小間物(化粧品、針、糸など)の行商人、当時の行商人は、他村落と話の伝承者、つまり情報機関で、大味川村藤左衛門、勝次郎、伊之助など方へ立ち寄り、又は滞在している。

同年七月下旬、山ノ内才十を中心に、大味川村藤左衛門・仕出村組頭武八郎・沢渡村弁太、七鳥村久之衛門・長瀬

組頭初三郎・竹谷組頭利藏、清右衛門・大味川村勝次郎等と連絡をとり、糾合きうごうを図った。

同年八月十五日、七鳥村長瀬に、蓑み・笠・鉄砲・竹槍・食料などを持って、農民を集め、久万町法然寺に屯集とんじつしている。

さらに、畑野川村・入野村・久万町村・明神村の農民も加わり、一揆は、雪だるま式に勢力を増した。

同月十七日、久谷村井手口に到着した。さらに久万山の柳井川村・日野浦村・西谷村・久主村などの増援部隊の到着に加えて、久米郡の農民も参加、総勢二千余人の一揆となり、松山城下町まで行軍しようと、氣勢を上げた。

同年八月十四日、愛媛県はついに軍隊の出動を要請し、ようやくこの騒動を鎮定した。

これまでの農民は封建的年貢、差別など、数々の圧迫に苦しめられた。こうした機構を分解、改革させ、新しい中央集権の官僚政治に組み替えようとする、明治新政は歓迎すべきことではあるが、新権力に屈従しない自立の意識の表れがこの騒動の一つの動機ともいえる。

ともあれ、久万山騒動は、明治新政の夜明けに久万山民衆の大規模な闘争であったことに間違いなからう。

### 三 杣川村の誕生

明治二十三年（一八九〇）一月、杣野村、大味川村を合併して、杣川村と称することとなった。

明治二十三年一月、杣川村初代村長土居勝四郎就任す。

助 役 松本 源角  
収入役 村上 英市

書記 三名  
使丁 一名

推定戸数 四九〇戸

同	村會議員	菅 福次(前組)
同	菅 武作(若山)	
同	大野 伊八(笠方)	
同	高岡 源六(中組)	
同	小椋 勇藏(笠方)	
同	菅 利平(相之木)	
同	中川 嘉藏(相之峰)	
同	松本 市藏(本組)	
同	八幡卯太郎(大成)	
同	菅 福太郎(前組)	
同	松本 源角(中組)	
同	土居勝四郎(渡草)	

(定員十二名)

明治二十五年(一八九二)度、袖川村の歳出歳入決算書は、現在当村に残る最初のもので、歴史的にみて、当時の村の、行政・財政の規模をうかがい知ることができる価値あるものであるのでその大綱を記したい。

庶第一一一号

明治廿五年度袖川村税歳入出決算表別紙ノ通決定候条此段報告候也

明治廿六年六月卅日 上浮穴郡柚川村長土居勝四郎  
上浮穴郡長檜垣伸殿

歳 入

一 金九百三十八円三十銭六厘

歳 出

一 金八百八十五円九十五銭六厘

歳入出差引

殘金 五十二円三十六銭

習年度繰越

歳入の主たるもの

一 国庫交付金 十四銭

二 地方税交付金 五円六十七銭三厘

三 村 税

地 価 割 百十円九十四銭二厘

戸 別 割 七百四十八円六十銭七厘

歳出の主たるもの

一 役 場 費 四百八十八円八十四銭

内 訳

名譽職村長 年報酬 八十四円

助役 二十四円

〃 区长	〃	十二円
収入役	月俸	四円
書記	〃	五円五十銭(二名)
〃	〃	五円(一名)
使丁	〃	三円
使丁当直弁当料	〃	一日一銭
役場修繕費	〃	十八銭四厘
村会議員実費弁償	〃	三円八十五銭
(議員一人当り三十五銭、十一人分)	〃	
二 教育費	〃	三百五十円九十七銭五厘
内訳	〃	
城山小学校教員給料	〃	四十八円 月俸四円一人
〃 生徒奨励金	〃	二円 生徒五十人 一人四銭
面河小学校教員給料	〃	七十二円 月俸四円一人 外一人十ヶ月分
〃 生徒奨励金	〃	一円五十二銭 生徒六十人 一人二銭五厘余
若山小学校教員給料	〃	二十四円 月俸四円ノ一人六ヶ月分
〃 生徒奨励金	〃	三十三銭 生徒一人二銭五厘余 十三人分
波草小学校教員給料	〃	五十一円六十三銭 月俸四円ノ者二名、一名は九ヶ月、他の一名は三ヶ月分
〃 生徒奨励金	〃	二円 生徒五十人、一人四銭
笠方小学校教員給料	〃	二十四円 月俸四円ノ者一人 六ヶ月分

〃 生徒奨励金 三十六銭三厘 生徒十八人 一人に付二銭余

石墨小学校教員給料 四十八円 月俸四円の者一名

〃 生徒奨励金 六十八銭 生徒二十二人 一人三銭余

三 伝染病予防費 六円四十八銭八厘

内 医師雇入費十六円三十五銭

四 久万高等小学校費 十四円三十五銭三厘

歳入のほとんどが村税（地価割・戸別割）であり、村の経費は、村民で賄うという健全財政であり至極明快である。歳出の教育費について、当時の村立小学校の給料は村負担であったこと、既に村内六つの尋常小学校が置かれていたことが明確になった。

当時の生徒（児童）数と教員数とを、現在のそれと比較すれば次のごとくである。

生徒（児童）数		教員数	
城山 五〇	一二三	城山 二	四
西河 六〇		面河第一 二	
若山 一三	六七	面河 二	四
波草 五〇		若山 二	
笠方 一八	六八	波草 三	三
石墨 二二		笠方 二	
		波草 一	三
		笠方 一	
		石墨 一	一
		石墨 一	
		事務 一	八
		事務 一	
		事務 四	四
		事務 一	

当時の子供数から推定すると、笠方・若山・石墨校下には、未就学児童が、相当あったのではなからうか。そして現在の、面河第一・波草・石墨の三つの小学校の児童数と、明治二十五年ごろの児童数とを比較すれば、人口の減少

を如実に示している。

教員数は、当時全村八名、現在は校長以下二〇名、事務職員二名（ほかに県費事務職員二名）である。そうして、当時、面河・洪草小学校の二名のうち一名は、女子の裁縫教師と思われるので、学級数は六、現在の村内小学校の学級数は、面河第一、六・洪草五・石墨三・計一四学級である。設備においては実に、雲泥の差、教員数、教育環境からみても、うたた感無量であろう。

農業をするには教育はいらぬ。それが当時の風潮でありながら、生徒一人当たり年間ではあるが四銭の出席奨励金（年間六円八九銭三厘）を支出している。子守をしながらでも、学校へ出せよということである。

既に久万町村には、各村の組合立の、高等小学校が置かれていた、当村から、一四円三五銭の負担金を支出している。

その他、衛生費として、伝染病予防のため、医師備入費・消毒用石灰購入費として、二八円四八銭四厘を充てている。これも、現在の医療施設の整備と比較すると、今昔の感に堪えないものがある。

予算書は、その村の、行政・財政の断面で村の施策がうかがわれる。柚川村草創の時代、役場費四八八円八四銭で、歳出の五五・一％、教育費三五〇円九三銭五厘で歳出の三九・一％である。役場費はともあれ教育が、大きなウエイトを占めている。村税の四二％が尋常小学校の費用である。

昭和五十二年、面河村の当初予算額は、一般会計・歳入歳出それぞれ、七億四三三八三万円で、その項目も多岐にわたる。これと比較すれば、素朴・単純な当時の、年度決算書ではあるがこの山間僻地、未開発の土地がらにも、かわらず、明治開化の新風に順応すべく柚川村の第一歩を踏み出した先人の業績をたたえたいと思う。

その後四六年間、住民に定着し、親しまれた柚川村も、昭和九年（一九三四）一月一日、面河村と改称した。

村名改称ノ件

柚川村ヲ面河村ト改称スルモノトス

理 由

柚川村ノ由来ハ単ニ明治二十二年町村制実施ノ際柚野村、大味川村ノ合併ニ依リ河村ノ一字宛ヲ取り命名シタルモノニシテ史跡名勝ニ何等起因スル所ハナシ

然ルニ本村ノ地勢、産業、教育、交通経済等総テノ發展ハ面河川ノ流域ニ起源ヲナセリ此レ全ク交通ノ便ヲ得タルモノニシテ尚將來ノ發展モ面河ニ待ツモノ大ナリ

本年十二月、文部省ハ天下ノ名勝地トシテ面河溪ヲ指定サレタリ

左ナキダニ面河溪ノ名ハ天下ニ紹介宣伝サレ今ヤ西日本唯一ノ溪谷トシテ右ニ出ズルモノナク探勝者八年々數ヲ増シツ、アリ如斯面河ハ今ヤ柚川ノ面河ニアラズシテ天下ノ面河溪トナリタルモ村名ト一致セザル為メ不便尠カラズ故ニ地名ト実状ニ適應スル面河村ト改称セムトスル所以ナリ

昭和八年八月七日提出

柚川村長 重見丈太郎

昭和八年八月七日原按可決

柚川村会議長

柚川村長 重見丈太郎

#### 四 八木胤愛と重見盛蔵

明治維新は、明かに政治革命であるとともに、広汎な社会革命であった。封建的身分制度の廃止と、私有権の立法的確認であった。

明治五年二月、寛永年間以来の、土地永代売買禁止制度が解かれ、「自今四民共売買致シ所持候儀差許候事」になり、土地の私有権と、その売買の自由は、完全に法律的確認を得るに至った。

日本の農業は、封建社会から踏襲された小生産様式に属しており、したがってそれは、主として利潤のためではなく、生活のための農業として経営されていた。

柚川村の農業も、典型的なそれであった。そして未開発の広大なる柚川の山村は、明治新政のもろもろの経済・社会的改革につれて、外部の者の注目することになったのも事実である。

まず、行商人の出入、そして、新天地を求める松山近郊の人々の柚川への魅力であった。

明治二十三年ごろ、温泉郡南吉井村牛瀨より八木胤愛・重見盛蔵が、相次いで黒森峠を越えて入山した。

生活のための農業は、その生産物に対して経済的な価値を産み出すこともできず、生活用品の流通と消費生活の向上に伴い、農民の欲望もしだいに高まり、それを充足させるため貨幣を必要とした。

地租が金納になったとえ地租を納入する余剰価格の実現が不可能になろうとも、寸地を失い無一文となるまでは、納税義務を免れることは出来なくなった。土地所有者として、完全に納税義務を履行せしむるために、土地処分は一切の自由は与えられ、農村は高利貸の最も残酷なる吸血場たらしめたのである。（野呂栄太郎、日本主義発達史・岩波文庫）

こうした明治新政時代の日本の農村に対する一つの見解は、ある程度、当時の杣川村にも、あてはまっていたのであるまいか。

八木の杣川村への入山は、彼の先見の明、時機を得たものといえよう。まず、農民相手の金貸を始め、元金・金利は往々にして、土地として転がり込み、しだいに産をなした。しかも彼は、杣川村に骨を埋める覚悟で、明治二十五年本村に戸籍を移している。

明治二十九年、村会議員に当選、その後、二回、議員に選ばれている。

明治三十五年（一九〇二）三月、渋草に郵便局（三等局）が開設せられるや初代杣野郵便局長に就任した。山村僻地の郵便局長は、その土地の名望家、しかも資産家で、局舎提供を必要とし請負制度、文筆の素養を必要とした。八木は正しくその適任者であり、彼がいなければ杣野郵便局の設置は相当遅れたのではあるまいか。

野にあっては土地の資産家、そしてまた、議員として村の行政に携わり、いわゆる「旦那さん」と呼ばれるにふさわしい人物であった。

大正十二年、重見盛蔵の長男丈太郎とともに、面河電気物産株式会社を渋草に設立。初代の取締役・社長に就任、杣川村産業開発の先駆者として、活躍している。

胤愛の次男胤頭は、早稲田大学政治経済学部卒業、三男胤幸は、慶応義塾大学医学部卒業、胤頭は大正九年面河村収入役に就任している。胤幸は医学博士、横浜市八木医院長、そしてまた郷土後輩医学生、よき指導者でもあるという。

四男胤雅は、昭和二年から父胤愛の後を受けて杣川（杣野）郵便局長に就任した。

教育を重視した胤愛の進歩的な気質をうかがうことができる。

ただ、胤愛にとっての不幸は、愛妻アサを大正六年冬、雪の黒森越えで亡くしたことである。そしてみずからも、

昭和十年八月、松山の寓居で静かに天寿を終えた。

彼が若きころ、青志を抱いて、墳墓の地としようとした渋草駄馬墓地に、八木胤愛の墓標は寂として立っている。重見盛蔵は商人である。駄馬を引き、渋草から黒森峠を越えて、温泉郡川之内から清酒を仕入れ、その小売を始め。やがて、これが、竹ノ谷の水を利用して、自家醸造「おもご正宗」、そして大正十二年設立された面河電気物産株式会社の基礎をなしたのである。

明治三十八年、柚川村会議員に当選、明治四十四年、上浮穴郡会議員に柚川村選挙区から選出されている。

当選証書

上浮穴郡柚川村大字柚野百五番地

平民商業

重見盛蔵

安政元年七月十二日生

右柚川村選挙区ニ於テ郡会議員ニ当選セシコトヲ証ス

明治四十四年十月六日

上浮穴郡長 松田虎次郎

清酒の自家醸造販売からさらに材木の売買にまで商売を広め、柚川村産業界に不拔の基盤を築き、議員などの名誉職にも就任した。

家業を継いだ長男丈太郎は、抜群の商才を持ち、村長・村会議員として、また行政力においてもその功績は賞賛を博し、名実ともに、柚川村の第一人者となった。これ実に盛蔵がこの地の開拓者として、営々と築いた努力にほかならないものがある。

盛蔵の晩年は、悠々自適、なんら後顧の憂なく、昭和五年十一月、天寿を全うした。

明治新政以来二十有余年、明治二十三年ごろのこの草深い山間僻地は、農民の封建的な文盲と相まって、産業、文化などすべてにおいて、京都松山よりは、十余年の遅れがあったであろう。こうした時期に、この柚川の地に、産業上の革命をもたらし、柚川村初期から、中期にかけて、明治開化の蕾をつけた、八木胤愛・重見盛蔵の両翁は、その大先達であり、その業績を永遠に伝え、たたえたいものである。

## 五 日清戦争

明治十五年（一九八二）以来、朝鮮半島は騒然たるものがあつた。京城事件（一九八二から、一九八四、京城で起こった排日暴動、日本軍は、一時王宮を占拠したが清国の反撃で日本軍退却）、そして東学党の乱（一九八五、朝鮮全羅道を中心に起こった農民の地方官苛政に対する叛乱）では、ついに李朝は、清国に助けを求め、以来朝鮮は、清国軍の支配下にあつた。また、ロシアも虎視眈々として、南下の機会をねらつていたので、日本政府は、居留民保護の目的で、混成第九旅団が出兵した。そして朝鮮の内政改革、清国兵の朝鮮撤退を要求したが、すべて拒否されたので、日本は武力で韓国王宮を占領、明治三十七年（一九〇四）八月一日政府は、清国に対して宣戦を通告した。

明治二十七年九月八日、広島第五師団司令部構内に、大本営が設置された。大本営とは、戦時に、大元帥（天皇）が統帥する本営のことで、大本営令によれば、「天皇ノ大隸下ニ最高ノ統帥部ヲ置キ之ヲ大本営ト称ス」とあり、「参謀総長（陸軍）、軍令部総長（海軍）ハ各其ノ幕僚ノ長トシテ帷幄、機務ニ奉仕シ作戦ニ参画シ終局ノ目的ニ稽ヘ陸海兩軍ノ策応協同ヲ図ルヲ任トス」とある。

大本営がこの戦役に投入しようとした兵力は四個師団と第四近衛の兩師団及び臨時編成師団、それに後備部隊から一部で、全兵力二十万余、これを清軍二〇万にぶっつける、まさに一大決戦である。「眠れる獅子」といわれた老  
大清国に立ち向かう、新興日本の気負いがうかがわれる。

戦争は、宣戦布告に先だつて、豊島沖で清国軍艦を撃沈、黄海の海戦に大勝利を収め、大連・旅順・威海衛を占領した。

明治二十七年八月二日、松山歩兵第二十二連隊に動員令下る。連隊第二大隊は、京城駐屯の混成六九旅団に合するため、出征の途に上り元山に上陸、京城に向かう。

その他の連隊兵士は八月十四日から十七日に出征、同二十一日仁川上陸、京城付近に集合して、師団に合流、第一軍に編入され、平壤攻撃に参加し、さらに北上して、義州付近に集合した。十月鴨緑江右岸の敵を駆逐し、九連城を攻撃した。

同年十二月十日草河口を占領、その戦闘は連隊出征以来初めて、全隊相合し、最大激烈なる戦いであったという。

明治二十八年三月連隊は、第一軍の手荘城攻撃に参加し、それから、同年六月に至る間、雪裡店・營口に分屯して守備の任に就いた。

明治維新以来、營々として「富国強兵」に努めた新興日本が帝国主義、植民地争奪の国際情勢の下で各国の注目を浴びながら戦った日清戦争は、ついに日本が全面勝利を収めたのである。

明治二十八年（一八九五）四月十七日、下関条約（日清戦争の講和条約）が調印された。清国全権李鴻章・日本全権伊藤博文。その主たる内容は朝鮮の完全独立・遼東半島・台湾・澎湖島の割譲などである。しかしながら遼東半島については、ドイツ・ロシア・フランスのいわゆる「三国干渉」のため、後これを清国に返還した。

明治二十七、八年戦争と下関条約は、日本の帝国主義的膨張のための、出発点であったのである。清国の支配から、離れた、朝鮮の独立承認は、日本資本主義のための販路を開き、台湾の獲得は、南進基地として、重要なものであり、償金二億三〇〇〇万兩<sup>テール</sup>は、日本の金本位制の実施を可能にし、下関条約は、日本に、先進諸国と同様な地位を与え日本の国際的地位を向上させ、日本資本主義を強固にした。

松山歩兵第二十二連隊は、明治二十八年五月下旬から、六月上旬にかけて、遼東半島各駐屯地より、金州に集結、梯団を組んで、懐かしの故国に向かう輸送船団は、大連灣を埋め尽くしたという。

松山歩兵第二十二連隊の凱旋第一陣は、七月十三日、高浜に上陸した。

当村の出征兵士出迎への行事は次のごとくであった。

明治二十八年五月二十七日兵事会員各大組長召集ノ上協議会ヲ開ク

協 議 案

一 征清軍人解隊帰郷ニ付歡迎スルノ件六月二日松山公会堂ニ於テ開ク準備協議会へ立会人式名トシ往復四日間ノ見込トシ一

日日当宅名五拾錢ト定メ村上英市菅福次兩名ト決シ予備員中川清章トス右ハ兵事会員投票ノ結果ニヨリ決ス

但隣村開合ノ上立会否等ノ村アルトキハ其方へ賛成ス

松山公会堂ニ出席ノ上協議ノ結果ニ依リ若ヤ高浜迄出迎スル事ニ決スル事ナレバ当村ニ於テ式名ノ出迎者ヲ出ス事

出席者ハ前公会堂ニ臨席ナシタル式名ニ托ス

但隣村開合ノ上若ヤ否等ノ村アルトキハ其方へ賛成ス

軍人帰郷ノ際久万町迄出迎ノ人員ハ村長並ニ兵事会員各大組長出迎スル事ニ決ス

軍人帰郷后軍人慰勞会ヲ開ク節軍人ノ肴酒ハ別ニ整へ其他有志者ハ各自弁当持參ノ事ニ決ス又当日ハ兵事会員各大組長其他

小組長其他有志ノ輩出席スル事ニ決ス

近代装備の日本軍が、初めて戦う日清戦争、戦争そのものよりも、酷暑・酷寒・しかも病疫の大陸に転戦すること八か月、戦死・戦病死・戦後戦傷のため死亡した者を含めて、将兵の死は、一万七二八二人、准士官（特務曹長以下（曹長・軍曹・伍長・上等兵・二等卒）の死は、一万七〇四一人を占めている。

国民皆兵、徴兵で狩り出された若き兵士はみずからの血で日清戦争を支えたともいえる。軍馬は、一万一五三二頭、ものいわぬ、哀れな犠牲である。

軍事費、二億四十七万五千余円、清国捕虜一万七九〇人、作戦地域は、東西四四〇キロ、南北は二〇八〇キロ、一〇万五六〇〇平方キロ。

松山歩兵第二十二連隊の死者は、二二〇人、うち戦死四四人、戦病死一七二人、戦傷一三二人、意外に多いのは、戦病死者、風土の異なった敵しい環境で、苦闘したことを如実に示している。

なお本村出身者の、出征兵士の氏名は、残念ながら不詳であるが、

柚野（前組）七三番地

陸軍歩兵一等卒 池川市太郎

明治三十八年一月二十三日

朝鮮新義州陸軍病院で戦病死している。

この戦争に、正岡子規は、陸軍従軍記者として参戦、次の句を詠んでいる。

なき人のむくろを隠せ春の草

この戦争の前後、洋楽のリズムを取り入れ、その旋律を加味した「唱歌」も、国家主義的な教育と相まってその内容も軍国的日本をたたえるものが流行し始めた。

凱 旋

道は六百八十里

長門の浦を船出して

早や二歳を故里の (以下略)

勇敢なる水兵 (黄海の海戦)

一、煙も見えず 雲もなく

風も起らず 浪立たず

鏡の如き 黄海は

曇りそめたり時の間に

二、空に知られぬ いかづちか

浪にきらめく 稲妻か

煙は空を 立ちこめて

天つ日かげも色くらし (以下略)

六 日露戦争

明治二十七、八年の日清戦争後、ロシアは東清鉄道(満州里—綏芬河の本線とハルビン—大連間の南満州支線からなる)の敷設権を、清国より獲得し、さらに大連、旅順を租借して韓国に手を延ばそうとした。さらに北清事変(明治三十三年一九〇〇)つまり義和団が華北の在留外人の生命・財産を危険にした中国の暴動に対し、英・米・露・日等の連合軍が天津、北京へ出兵)後、満州支配の野望を露骨に示し始めた。このため、日清戦争後、朝鮮・満州・華北に海外市場を求め、大陸進出の機会をうかがっていた日本と、ロシアは、まっこうから対立した。なお共同利害をもつ英国と、明治三十五年(一九〇二)一月、日英同盟(後に攻守同盟)を結んだ。

さらに米国は、門戸開放・中国領土の保全を唱え、反露的態度を取っていたから、日本は、英国・米国の支持を受

け、強硬政策をとり、韓国を日本の保護国とすることを要求した。

明治三十七年（一九〇四）二月十日、日本はロシアに対して、宣戦を布告した。

第一軍（黒木軍司令官）は、鴨緑江を渡り、満州九連城へ、第二軍（奥軍司令官）は、遼東半島へ上陸した。

松山歩兵第二十二連隊に、動員令が下ったのは、明治三十七年四月十九日、同二十七日動員完結、五月十一日高浜港より乗船、清国盛宗省大澳に上陸、第二軍の戦闘序列に入った。

同六月六日第二軍を脱し、第三軍（軍司令官乃木希典大将）に編入された。二十二連隊の郷土兵士は知るや否や、やがて激烈な白兵戦を繰り返す旅順要塞の攻撃が、この日、運命づけられたのである。

まず、剣山の戦いに参加、龍頭南方の高地攻撃では、右翼は高知歩兵第四十四連隊、左翼は普通寺歩兵第四十三連隊、郷土連隊は相呼応して敵を大孤山以西に撃退した。

悲壮を極めたのは、旅順要塞二〇三高地の死闘である。明治三十七年八月十八日から同年十一月下旬に至る旅順総攻撃。

松山歩兵第二十二連隊の属する普通寺第十一師団（鮫島師団長）は、二十二連隊を「東鶏冠山北堡壘攻撃隊」、四十連隊を「東鶏山第二堡壘攻撃隊」とした。ロシア陸軍が誇る難攻不落といわれた東鶏冠山の要塞は、あくまで、伊予・土佐の両連隊で陥落させる、という軍の作戦計画であった。

十一月二十六日、旅順要塞第三回目の総攻撃で、東鶏冠山北堡壘に向かって、決死の突撃また突撃で、北堡壘の斜面を埋めた。両連隊兵士の戦死者は、将校三九、下士卒八五二、戦傷者将校七〇、下士卒二千余人であったという。

この戦いで、本村出身者では陸軍歩兵一等卒、山本國一ほか五勇士が戦死している。

陸軍の旅順要塞攻撃と併行して、旅順軍港のロシア艦隊を港内に封し込めようとする海軍の旅順港口閉塞作戦は、

前後三回夜陰に行われた。

最も壮烈を極めたのは、広瀬武夫海軍中佐を指揮官とする、第三回閉塞作戦である。

海軍三等兵曹山辺徳次（波草）は、戦艦富士に乗組み出征。第三回旅順口閉塞隊決死隊に志願、閉塞船は朝日丸。広瀬中佐・杉野兵曹長の部下として、明治三十七年七月三十日夜半、旅順港外に到着し作戦目的を遂行。しかしながら、旅順要塞からロシア陸軍の探照灯に照らされ砲弾の集中攻撃を受け、海底に沈めようとする朝日丸から脱出中、ついに壮烈なる戦死を遂げている。

海軍一等兵曹松岡平蔵（本組）は、軍艦磐城に乗組、第三回旅順口閉塞隊の決死隊に志願。閉塞作戦に参加した勇士である。明治四十年、封島竹島海軍病院にて惜しくも戦病死している。

明治三十八年（一九〇五）一月一日、東洋一を誇る旅順要塞もついに陥落。二〇三高地、各砲堡に、日章旗へんぼんと翻り、第三軍司令官乃木希典大将、ロシア軍令官ステッセル將軍と会見した。有名な水師營の会見である。

水師營の会見（文部省唱歌）

旅順開城約なりて、

敵の將軍ステッセル

乃木大将と会見の

所はいずこ水師營

庭に一本棗の木

彈丸あともいぢるく

くずれ残れる民屋に

今ぞ相見る二將軍（以下略）

明治三十八年一月、松山歩兵第二十二連隊は、第三軍を脱し、鴨緑江軍に編入せられ、奉天の会戦に参加。日本軍は、同年三月十日、ロシア陸軍最後の拠点奉天を占領した。同年四月、満州軍司令官（司令官大山巖）の指揮下に入り、明治三十九年一月三日奉天駅から乗車、凱旋の途につき、同一月十一日、高浜港に上陸、松山連隊に帰營した。

この戦役で、松山歩兵第二十二連隊の戦死者六五三、負傷者三八九一、行方不明六七一、特に旅順要塞での激戦

は、八月二十日から、十二月十九日までの半年。行方不明者は、将校六、下士六六三九、負傷したままか、敵軍のため倒れたか、広い満州の野で救いも待てず果てていったか、連隊に凱旋の栄光がありながら、寂しく赤い夕陽の満州に埋まった兵士たちである。

連隊が出征してから最後まで戦列に参加し、しかも無傷だったのは、青木連隊長以下わずか八名とか、これは野戦病院か、兵站勤務だった。

愛媛県下の動員令は明治三十七年二月六日から、翌三十八年七月十七日にかけて、前後二三回、召集人員は一万二〇九一人、当時の県下の人口、男五四万人余。

当村からの、出征兵士の数は、戦死者は、陸軍歩兵一等卒山本徳太郎（笠方梅ヶ市）が、旅順東鶏冠山北砲堡で戦死、その他一六勇士である。

軍馬の徴発総数八六三頭、価格一頭五三円から九〇円、戦場での死傷馬は一七頭であった。なお、上浮穴郡から七六頭が徴発されている。

日本海軍は、旅順ウラジオストックのロシア艦隊を壊滅させ、明治三十八年五月二十七、八の両日、朝鮮海峡でロシア、バルチック艦隊（司令官ロジェストウエンスキー中将）を日本の連合艦隊（司令官東郷平八郎大将）が迎え撃ち、日本艦隊は、圧倒的勝利を収めた。

満州軍総司令官大山大将の奉天入城、東郷大将の日本海海戦の勝利で、さしもの大国ロシアも日本の軍門に降り、明治三十八年八月十日、米國ポーツマスにおいて、日露講和会議を開催した。

ロシアは、朝鮮における、日本の政治上・軍事上・経済上優先的権利を認め、関東州（遼東半島）の租借権（九九年間）、南満州鉄道及び、その付属地の租借権、撫順炭坑、その他いっさいの權益を日本に譲渡し、樺太の南半（北緯五

○度以南)を割譲した。

当時の軍歌で、今も残るものは、満州の野戦での悲しい別離を歌った「戦友」と「橋中佐」がある。

戦 友 (学校及学庭用  
言文一致叙事唱歌)

一 ここは御國を何百里

離れて遠き満州の

赤い夕日に照らされて

友は野末の石の下

二 思えばかなし昨日まで

真先かけて突進し

敵を散々懲らしたる

勇士はここに眠れるか

(以下略)

橋 中 佐

一 遼陽城頭夜は更けて

有明月の影清く

霧立ちこむる高梁の

中なる墮壕声たえて

寝覚めがちなる敵兵の

肝おどろかす秋の風

二 敵の防備の中心の

先づ守山堡乗っ取れと

三十日の夜深く

前進命令たちまちに

下る三十四連隊

橘大隊一線に

(以下略)

明治三十七、八年戦役には、愛媛県から青史に残る武将が生まれた。

陸軍の桜井忠温は「肉弾」の著者。この本は日露決戦の戦史である。後年陸軍省新聞班長、陸軍少将。出征の際は陸軍少尉、松山歩兵第二十二連隊の荣誉ある連隊旗手であった。

海軍大佐水野広徳は、「肉弾」と並び称せられた「この一戦」の著者である。

陸軍少将秋山好古は、騎兵第一旅団を率いて、ロシア「コサック騎兵」と、満州の広野で対決、日本騎兵の名を世

界にとどろかし、騎兵育ての元祖ともいわれた。後の陸軍大将、晩年は、松山私立北予中学校（現在県立松山北高等学校）の校長、二十二連隊と合同の、松山市内の中等学校の発火演習では、城北練兵場で、馬上ゆたかに閲兵したものである。実に親したしまれた好々爺こうこうやである。

日本海海戦の参謀秋山真之海軍中佐は、好古の弟である。バルチック艦隊を迎え撃つ連合艦隊の旗艦は「三笠」、司令長官海軍大将東郷平八郎、参謀長海軍中将加藤友三郎。

明治史の頂点が、明治三十八年（一九〇五）の、日本海海戦だ。近代日本の運命を変え、近代史の分かれ目となった。五月二十七日、秋山は世界海戦史上類例のない戦いをしている。彼はこの海戦で徹底的に勝ち抜いた。

「皇国ノ興廃コノ一戦ニ在リ各員一層奮励努力セヨ」旗艦三笠のマストに翻るZ信号。日本海海戦の第一報「敵艦見ユトノ警報ニ接シ我が艦隊ハ直ニ出動敵ヲ撃滅セントス、本日天気晴朗ナレドモ波高シ」これは文学である。連合艦隊の将兵の気持が躍動している。日本全国の人々に響いた、雄大なるレポート文学である。

この戦争で日本の失ったものは、死傷者約二〇万人、病疾約一七万人、軍馬の死傷約四万五〇〇〇頭、捕虜になった者約二〇〇〇人、水雷艇などの艦船九一隻、軍事費約一五億二三〇〇万円、うち陸軍費一二億八三〇〇万円、平時の国家予算の約八か年分という。

開戦当初から、だれ一人として、勝算をもっていたものがなかったというし、立ち上がり、ロシア軍をたたいて、速やかに、講和の手がかりを、つかむという政戦両略の根本方針を決めていたのである。

当時の指導者は、重税こそ課したが、「一億一心」「ほしがりません勝つまでは」、国家総動員、物資統制など、昭和時代にみられた施策は、一つも国民に強要せず、軍も、政も、よくその国力を心得て戦争の早期解決に専念した。兵力の限界、物資の窮状を知らされていなかった太平洋戦争の「大本営発表」とは、全く異質のものである。

勝った、勝ったと国民を酔わせておいて、ついに国家さえ葬り去った、満州事変以後の軍閥、政治家との差は、おのずから明らかだろう。

明治軍人にあるものは、徳川幕府以来の「侍」<sup>まじ</sup>の精神である。太平洋戦争当時の軍閥とは、いささか違うのではあるまいか。

降る雪や明治は遠くなりけり（中村草田男）

## 七 第一次世界大戦

大正三年（一九一四）六月十八日、セルヴィアの一青年が、オーストリア皇太子を暗殺した事件は、汎ゲルマン主義（ドイツ帝国のもとに、すべてのドイツ民族を結合して、ドイツ民族の世界支配をうちたてようとする主張）と汎スラブ主義（ロシア帝国のもとに、スラブ民族の吸収合併を志向する主張）との葛藤<sup>かつとう</sup>を破局に追い込み、第一次世界大戦の導火線となった。

ドイツ、オーストリア、トルコ、ブルガリアを一方とし、英・仏・露・伊・米・日本・中国など二一か国を他方として行われた戦争である。この戦争は、欧州大陸が主戦場で、戦車・爆撃機・毒ガスなどの新兵器が投入され、さらにドイツの無制限潜水艦作戦で、イギリスを窮地に追い込んだ。戦死者約一〇〇〇万人という。

日本は、大正三年八月、ドイツに対して宣戦布告。第一艦隊は、ヤルト島に上陸、南洋諸島のドイツ領を占領した。

山東半島の青島<sup>チンタオ</sup>は、清国北洋艦隊の前衛基地であったが、一八九七年ドイツ軍が占領、帝政ドイツの東洋におけ

る、軍事的、経済的な根拠となった。

大正三年九月、日本軍は山東省竜口に上陸、十一月七日青島を占領、直ちに軍政を施行、ドイツの権益いっさいを引き継いだ。守備隊に海軍三等兵曹中川安市（若山）が勤務している。

ドイツ軍の捕虜の一部は、松山に抑留された。

大正六年（一九一七）三月、ロシアに革命が起こり、ロマノフ王朝が崩壊、さらに十月革命で、レーニン・トロツキーを首班とする、ソビエト政府を樹立した。

大正七年十一月、社会主義勢力の高揚によって点火されたドイツ革命は、カイゼル皇帝の退位により、共和国となった。

大正八年（一九一九）一月十八日、パリ郊外ベルサイユ宮殿において、ドイツと連合国間に、第一次世界大戦の講和会議が開催され、同年六月二十八日調印された。

国際連盟、領土の再分配、民族の独立などいわゆるベルサイユ体制は、ドイツの軍国主義阻止以上に、ドイツ国民に重圧を課し、民族自決の原則も歪められ、やがて、ナチスが台頭する契機となり、東洋においては、満州事変でベルサイユ体制が崩壊する事態を招いたのである。

## 八 大正デモクラシーの一断面

明治二十八年、日露戦争で、大国ロシアを征覇した日本は、英・米・仏と並ぶ世界の大国に、のし上がった。大正時代はわずか一四年間、明治と昭和の二つの時代の谷間である。

大正デモクラシーというのは、一九〇五年から、ほぼ二〇年間にわたって、日本の政治、広く社会、文化の各方面に、顕著に現れた、民主主義的傾向をいうのであるが、これを生み出したものは、基本的にいって、広汎な民衆の政治的、市民的自由の獲得と、その擁護のための諸運動である。

日露戦争の結果、アジアにおける唯一の帝国主義国としての地歩を確立した日本は、財政面においては、著しく弱体ぶりを示した。日露戦争の戦費は、大半、外債（外国からの借金）に頼るほかなく、（合計四〇〇〇万ポンド（英貨）一ポンド約日本円一〇円）しかも、ロシアからの賠償金は、皆無であり、すべて、国民の上へのしかかった。戦後において軍事費が、国民生活をさらに圧迫することとなった。

戦勝による新領土の獲得、勢力範囲の拡張は、戦前の陸軍常備軍一三個師団から一七個師団へ、海軍の総トン数を、二五万トンから四〇万トンへと増加させた。さらに、明治四十年（一九〇七）帝国国防方針が策定され、陸軍二五個師団、海軍八八艦隊（戦艦八隻、巡洋艦八隻）の建設が計画された。その第一歩として、明治四十年度において、二個師団の増設と、海軍充実七か年計画が予算化された。このため、国家の財政支出は、明治三十九年（一九〇六）年度五億五〇〇万円から、四〇年度は、六億三〇〇〇万円とふくれ上がり、三分の一が軍事費、他の三分の一が戦時公債を中心とする利息の支払、行政、教育等の内政諸経費は、残りの三分の一、軍国主義財政は、戦後も継続したのである。

財政の軍国主義的性格は、戦時の重税を恒久化したことである。当然、悪税反対運動の開始である。塩専売・通行税・織物税を、三悪税といった。そして、運動の目指すところは、単なる個々の税制の改廃に、とどまらず、国家財政の全面的改革にあった。帝国主義日本の必然的所産の軍備と、財政の矛盾を、軍備の拡張を抑制することにより、打開せんとするものであった。

青鞜社は、我が国婦人解放運動の先駆である。明治四十四年平塚明子(雷鳥)を中心とする女流文学団体である。機関紙「青鞜」を発行、婦人問題を進歩的角度から取り扱い、新思想を紹介、鼓吹した。「青鞜」創刊号の巻頭の「原始時代女性は太陽であった」の文句は、余りにも有名である。

資本主義の発展は、女子に適する職場を発生させ、女子工員・電話交換手・女教師・百貨店の従業員など、職業婦人の急増は、社会事情による必然の結果であると同時に、女子が男子の附属物の位を脱し、公然と社会の表面に出て、活動を開始しようとする合図でもあった。職業婦人は社会に接する訓練を与えられ、虚栄心をもたず、身体的にも健全であり、彼女らこそ、新時代に生きる、女性の当然の姿であった。

このような婦人観に立つ以上、理想とする家庭は、単なる家長の専制を排した夫婦本位のそれではなく、職業を持ち、経済的に独立した、男女の結びつきを基礎とするものであるといわれた。

大正九年(一九二〇)三月、市川房枝ら、新婦人協会を結成、政府は大正十一年四月、婦人の政談集会を許可、同年五月、新婦人協会は、我が国最初の婦人政談演説会を開催した。

大正七年(一九一八)八月、富山県下の漁村の主婦たちが、「米を安くしてくれ」と叫んで蜂起したのをきっかけとして起きた騒動を米騒動という。

米価は、大正六年中ごろから著しく高騰し、大正七年に入ると、一升五〇銭を突破しようとした。

この騒動は、たちまち全国的に展開し、大都市のみならず、農村・工場・炭坑に至るまで広がり、七〇万人が動員され、六〇市町村に、軍隊が出動した。無為、無能な寺内軍閥内閣は、これによってついに瓦解するほど、この米騒動の波紋は大きかった。

大正七年八月二十二日未明、愛媛県宇和島市でも大暴動が起こり幾千の群集が、順次米屋に殺到、米を一升二五

錢、醬油は一升二〇錢、清酒一升五〇錢に値下げさせた。

一か月間にわたり、全国各地に続発した米騒動は、未曾有の人民蜂起であった。示威暴動の発生した地点は、三八市、一五三町、一七七村、政府は全国一二〇地点に、のべ九万二〇〇〇人も軍隊を出動させ、民衆を鎮圧した。

大正デモクラシーの史上で、米騒動のもつ意味は、重大であった。第一にそれは、民衆自身による生活擁護闘争であった。政治には、かかわりのない一揆、うちこわしの無秩序な街頭運動であったが、大衆はみずからの生活問題を無視する政治への不信をいかなる既存の政治勢力にも指導されることなく行動をもって示し、民衆の外側にあった政治を民衆の基盤の上にすえ直そうという民衆意識の転換運動であった。

次に米騒動は、みずからの政治組織をもたぬ民衆に、政治体制の変革を要求する運動、つまり、普通選挙の実施など、専制的な政治機構の、抜本的な改革が主張されるに至った。

大正八年（一九一九）、原敬内閣は、小選挙区制と、納税資格の緩和（直接国税の最低限一〇円を三円に引き下げる）を内容とする選挙法改正を行った。納税資格の緩和は、有権者を、一四二万から、三〇七万へと倍増させたが、新有権者の大半は、保守的な農村の小地主、しかも、これは、在来の政友会（政府与党）の地盤である。

大正十三年（一九二四）、加藤高明内閣（憲政会）の成立は、政党政治時代の到来を告げて、世論は、こぞって歓迎した。しかしながら枢密院・貴族院・軍部機構の法的地位は、全く変化しなかった。

明治憲法が自由民権の勝利の表現でないと同様に、政党政治体制も、大正デモクラシーの勝利の産物とはいえない。それからわずか八年後、政党政治体制そのものを終わらせた。

大正十四年（一九二五）五月、待望の衆議院選挙法公布。二五歳以上の男子すべてに、選挙権が与えられた。いわゆる普通選挙法である。

大正デモクラシー、それはやがて、昭和のファシズムに、たあいもなく踏みつぶされるブルジョワ自由主義の徒花あだばなである。しかしながら、この徒花も、明治時代の重苦しさはなく、ほっと一息ついたあわれさがあったかも知れない。

## 第四章 昭和期

## 一 金融恐慌と不景気

昭和元年（一九二六）は、たった七日間、昭和の夜明けは、正しくは昭和二年である。激動・激変・不景気風の吹きまくった夜明けであった。

昭和二年二月、東京渡部銀行の休業、台湾銀行の取付け騒ぎ、さらに銀行の休業が相次ぎ、いわゆる「金融大恐慌」がぼつ発した。

愛媛県でも、工業の中心地である今治市の、今治商業銀行が一月二十四日に突如休業。三週間の預金の支払停止を發表した。原因は綿糸の大暴落で、大口貸出金の回収不能、不況による投資の固定化などのためである。

米価も大正十五年（一九二六）一二円七〇銭（四斗）であったのが、昭和五年には、六円二八銭（四斗）と、半額以下に値下がりしている。

東北地方を中心とする米作地帯は、その打撃をもろに受け、不況のどん底にあえぎ、出かせぎ・欠食児童・娘の人身売買さえ行われるほどに追い込まれた。

東京・大阪・神戸などの都会は一九三〇年（昭和五年）代から、当時流行の尖端せんを自称するモボ（モダンボーイ）・モガ（モダンガール）が横行。大阪を発祥地とする赤や青のネオンサイン輝くカフェーは、田舎娘のその日からでも

「女給」として飯にありつける華やかな職場となった。

不景気の陰に咲く「徒花」は、余りにも悲しい数々の物語を残している。

政治・経済の歯車が、どこか狂いつつあった。

昭和二年四月、政府は緊急勅令で、三週間のモラトリアム（非常緊急の場合、一定期間法令により、いっさい支払を中止（延期）すること）を実施した。さらに政府は、緊急実行予算で、経費約九〇〇〇〇万円の節約を発表、昭和五年八月には、農漁村救済のため七〇〇万円の融資を決定している。

昭和四年六月、教員の俸給不払・減俸・鹹首反対運動が各地で烽火を上げ、民間企業でも、鐘淵紡績などの減給ストライキ・有名な東洋モスリン東京亀戸工場（従業員五〇〇〇名）のストライキ（この争議で女子工員の自由外出が初めて認められた）、不景気の風は、ひしひしと広がっていった。

政府も昭和六年官吏の減給令を公布、同年六月一日から実施した。

柚川村でも、昭和六年三月、村長菅広綱は、役場職員の給料を、一か月一円ないし三円の減給辞令を交付している。

柚川村書記 天野正克

月俸三十三円ヲ給ス

昭和五年三月三十一日

柚川村

柚川村書記 天野正克

月俸三十二円ヲ給ス

昭和六年三月三十一日

柚川村

(減給辞令)

一般住民も、北九州地方の炭坑労働者として、出かせぎに出て、その地に定着した者も多数である。

「国は著しく富めるも、民は甚だしく貧<sup>き</sup>しげに驚くべきは是等文明国に於ける多数の貧乏人である。」とは一九一三年イギリスの経済学者、アダム・スミスの言葉である。こうした社会的不安は、昭和初代の生活の基調音であったかも知れぬ。その不安はいろいろな方面に、明らかに現れつつあった。

産業上の階級間の不平、政党各派の紛擾、世論の神経過敏等々、その根本の原因は、即ち貧乏の存在と、その苦痛<sup>ほか</sup>に外ならぬ、これが社会的騷擾<sup>さわぶ</sup>の中心であり、中核である。(川上肇博士、貧乏物語)

昭和五年(一九三〇)十一月、内閣総理大臣浜口雄幸は、東京駅において狙撃され、同七年陸海軍将校らは内閣総理大臣犬養毅を射殺(五・一五事件)、同十一年青年将校がクーデターを企て東京麻布第三連隊などの下士官、兵一四〇〇人を率いて、大蔵大臣高橋是清らを殺害(二・二六事件)など、さまざまなテロ事件が発生した。

無産政党の誕生、言論の統制、軍部の強引なるアジア(中国・満州)大陸進出は、歯止めのかかぬ太平洋戦争へエスカレートしたが、その根底をなすものは、昭和の初めの「金融大恐慌」であり、農山村の生活の疲労・困憊<sup>こんぱい</sup>・都市の飯米<sup>はんまい</sup>要求闘争・「在營(軍隊)兵家庭の困窮を救わん」の文章が陸軍の一部に配布されるなどにみられるように、国民の貧乏のためかも知れぬ。

あるいはこれが、経済的にみた一つの史観ともいえる。

## 二一 満州事変

大正八年(一九一九)、政府は関東軍司令部条令を公布、日本帝国主義の大陸侵略の軍事的中枢として、優秀なる部

隊をもって構成、その司令部を満州長春（新京）に置いた。

それは単に権益保護を目的とせず、日本の満州植民地化実現にあたって、その推進力として中央（日本政府）に独立して政治活動を行い、満州事変を起こし、傀儡政府満州国を樹立した。関東軍一〇〇万と号するその兵力は、当時の世界を睥睨させた。

昭和三年（一九二八）六月、満州奉天督軍大元帥張作霖は、国民政府蔣介石の北伐軍に押されて奉天に向かう途中、瀋陽駅（奉天）に入る直前、関東軍に列車を爆破され、列車ごと吹き飛ばされ爆殺された。

昭和六年（一九三二）九月十八日、満州瀋陽駅（奉天）付近の柳条溝における、南満州鉄道線の爆破事件をきっかけとして関東軍は軍事行動を開始した。

日本、中国間の武力衝突がその発端で、朝鮮駐屯軍（日本）は、鴨緑江を渡り満州へ出動した。

若槻礼次郎内閣は、この事変の不拡大方針をとったが、軍部を抑えるのに失敗、現地の軍事行動は上海事変をも起こして戦争はしだいに拡大した。

満州事変は、一九二七年、二八年の金融大恐慌で、危機に立った日本資本主義経済の切り抜けと、満州の植民地化のため、関東軍の満州における権益保持、世界資本主義の危機が、極東において爆発したもので、太平洋戦争の口火は、この時に切られたともいえる。

### 三 上海事変

満州事変のあと、昭和七年（一九三二）一月、排日運動の高まりの中、上海で日本軍は中国十九路軍と対戦、二月

総攻撃を開始した。

同年四月、上海の天長節祝賀式場で、白川軍司令官・重光公使などテロの投弾で負傷する不祥事件が起きた。

同年五月、上海で日中停戦協定が結ばれたものの、日本の対華侵略は、しだいに中国人の対抗意識を強め、日中戦争（支那事変）へと戦争を拡大した。

昭和七年二月二十四日、松山歩兵第二十二連隊に動員下令、同二十七日三津浜より乗艦、一路吳淞（うそうん）を目指して出征した。

〔面河村で召集令状（いわゆる赤紙）を受けた者は次のようである。〕

中川 愛美 松山歩兵第二十二連隊

真田 和太郎 //

日野 岸太郎 //

小椋 重一 //

吉平 恒見 第十一師団山砲第十一連隊

青木 寅三郎 第十一師団輜重第十一大隊

石丸 輝雄 //

#### 四 日華事変

昭和十二年（一九三七）七月七日、北京郊外蘆溝橋（ろこうきょう）付近で深夜演習中の日本軍は、中国軍から射撃を受けた。一時停戦協定は成立したものの、当時の緊迫した日中間の情勢の中でついに近衛内閣は北支に派兵を決定し、現地解決の

線は崩れ、全面戦争へ突入した。

昭和十二年十一月、杭州湾に上陸、日独防共協定にイタリアも参加。同十二月、日本軍は南京を占領した。翌十三年政府は支那事変処理根本方針を決定、和平工作を打ち切り「国民政府を相手とせず」との声明を発表した。

同年五月徐州占領、同十月武漢三鎮を征覇した。

昭和十四年五月、日本軍は外蒙古軍とノモンハンで衝突、ソ連軍は外蒙軍を援助し、ソ連の戦車隊に日本軍は惨敗を喫した。(ノモンハン事件)

このように日本軍は、北支から中支、南支へと戦線を延ばしたが、国民政府(蒋介石)軍を屈服することができなかった。

昭和十二年の満州事変を発端とする大陸の戦線はしだいに拡大し、陸軍を中心とする召集令状は全国にわたり発せられた。面河村においても昭和十六年十二月太平洋戦争突入までに、昭和十二年一〇三名、同十三年四三名、同十五年一五名、同十六年七三名、合計二六三名がそれぞれの部隊に召集され、御用船で次々と大陸各地の戦線に運ばれていった。

ほとんどの青年は、現役兵として入営し、さらにその補充として予備・後備役の年長者の召集で、所によっては老人・婦女・子供だけの集落になった。

たった赤紙一枚、この召集令状は、ある日突然やってくる。異議を申し立てるすべもなく、営々と築いた家業を放棄し親・兄弟・妻子と別れ、黙々と戦線に狩り出された。

勝つて来るぞと勇ましく

誓って国を出たからにや

手柄たてずにいらいりよか

進軍ラツパ聞くたびに

まぶたに浮ぶ母の顔

日清戦争から太平洋戦争に至る事変・戦争に出征し、異国の空で戦没した勇士たちの英霊は、東京の靖国神社・松山の護国神社の御霊みたまとして、それぞれ毎年春、秋二回大祭が執行されている。

なお毎年八月十五日の終戦記念日には、東京において天皇・皇后両陛下臨席され慰霊祭が行われ、全国から遺族代表が式典に参列している。

面河村においても、日華事変費を予算に計上し（昭和十三年二月、累計四、七二〇円）、戦線から帰った遺骨の出迎え、村葬の執行など、ねんごろに供養を執り行い、洪草に「忠魂碑」を建立、郷土勇士の武勲を永遠にしのおよすがとしている。

日清戦争 一柱

日露戦争 一八柱

満州事変から太平洋戦争 一八四柱

註 戦没勇士名簿、その遺族の住所氏名は、一五四ページ戦没者名簿として掲載

## 五 太平洋戦争

天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祖ヲ踐メル吾カ大日本帝国天皇ハ明ラカニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス  
朕茲ニ米國及ヒ英國ニ対シ戦ヲ宣ス……………（宣戦の詔書）

昭和十六年（一九四二）十二月八日、日本政府はアメリカ・イギリス両国に対して宣戦を布告した。

日本海軍は、直ちにハワイ真珠湾のアメリカ軍艦を奇襲攻撃、マレー半島に上陸、破竹の勢いで海に、陸に、また空にと進撃した。

第一次世界大戦後、世界資本主義は一般的危機といわれる段階に入り、ドイツ（ヒトラー）、イタリア（ムッソリーニ）、日本（東條英機）ではファシズム的な支配が進行した。

ナチス（国民社会主義）ドイツは、一九三九年ポーランドに侵入、やがてオーストリア、チェコスロバキアの領土を併合、イギリス・フランスは対ドイツ戦に参加したが、フランスはついにドイツの軍門に降り、ヨーロッパ大陸の諸国は、ナチスドイツの支配下に置かれた。

アジアにおいて日本軍は、日中戦争の処理に苦しんでいたが、ドイツの成功に便乗し一九四〇年（昭和十五年）日独伊三国同盟を結び、日中戦争もしだいに英独戦争との関連を強めた。

日本にとって米英に対する宣戦は、満州事変から日華事変に至るこれまでの戦争の総仕上げともいえる日本国家の運命をかけた大きな博打であつた。日本軍は緒戦の戦いを有利に展開し、インド洋から珊瑚海に至る南太平洋一帯を占領した。

軍国主義日本のアジア政策の基本的考え方、これを大東亜共栄圏構想という。つまりアジアはヨーロッパその他地域から経済的に離れ、独りで自給自足経済を行って繁栄できる、というものである。しかしながら日本は、アジア各地の政治・軍事・文化の独立を奪い、略奪を強行した。

昭和十六年十二月香港全島占領、同十七年一月フィリピン、マニラ占領、さらにビルマに進撃、同二月シンガポールを占領した。

しかし昭和十七年六月、ミッドウェー海戦に敗れ、アメリカの反攻が始まり、昭和十九年、インパール作戦の失敗、サイパン、グアムの日本軍全滅、ついに同年十月、米機動部隊が沖縄の攻撃を開始した。そして同年十一月、B 29 米空軍爆撃機の編隊が、初めて日本の首都東京を空襲、日本全土にわたり空襲を繰り返した。

昭和二十年七月二十六日午後十一時ごろから、同二十七日午前一時ごろに至る間、B 29 六〇機が約二時間にわたり松山市を爆撃、ついに市街は焦土と化した。面河村浅草八幡神社の社殿も、油脂焼夷弾の直撃を受け全焼した。

枢軸国であるイタリヤは昭和十八年（一九四三）九月に、さしものドイツも、昭和二十年（一九四五）五月、連合国軍に無条件降伏した。

ソビエトの参戦と原子爆弾の投下（広島・長崎）で、昭和二十年八月十四日、日本はついにポツダム宣言を受諾した。日本は刀折れ、矢尽き、無条件降伏を行った。実に昭和二十年（一九四五）八月十五日のことである。

昭和二十年八月十四日、陸海空軍の大元帥でもある天皇は、太平洋戦争終結の聖断を下し詔書を公布した。

朕深ク世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク

朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ（中略）

臣民ニシテ戦陣ニ死シ戦域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ思ヲ致セハ五内為ニ炸ク且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ……………（終戦の詔書）

この戦争を第二次世界大戦ともいい、日・独・伊枢軸国に対して宣戦した国は、米・英・ソ・中国ほか四五か国、これは人類の経験した最大の戦争で、戦いによる直接、間接の生命・財産などの損害は、測り知れないほど大きなものであった。

昭和二十年八月三十日、日本占領連合軍最高司令官マッカーサー元帥（米国）は、コーンパイプをくわえて神奈川

県厚木飛行場に進駐、六年間にわたり日本は彼の支配下に置かれた。

開戦以来、面河村からこの戦争に召集された兵士は、昭和十七年一六名、同十八年二五名、同十九年七三名、同二十年一〇二名、合計二一六名である。昭和六年の満州事変以来の召集兵士は、実に四八六名、しかもこれに現役入隊中の兵士を含めると驚くべき数である。成年男子のほとんどが戦争に参加している。そのうちの二八四名の兵士は、アジア大陸、南太平洋諸島で砲弾に倒れ病に冒され、バターン半島（フィリピン）死の行進、ジャングルをさまよひ、飢に死し、その遺骨さえ帰ってこない者すらある。無言の凱旋というけれども、それは余りにも痛ましい言語に絶する戦争の傷跡である。

## 六 松山歩兵第二十二連隊と我が村

明治六年（一八七三）一月、国民の男子二十歳に達した者を兵籍に編入する法令が頒布された。いわゆる徴兵令、国民皆兵である。（昭和二十年―一九四五廃止）

松山歩兵第二十二連隊の創設は、明治十六年（一八八三）六月、松山にその第一大隊を衛戍せしめ、同二十一年十二月全連隊の編成が完了した。

兵営は松山城旧三ノ丸跡に設置、大正六年兵営改築と同時に旧二ノ丸跡に陸軍衛戍病院が設置された。この地を通称堀之内と称し、敷地面積六万四四一二坪、三方が堀に囲まれ南堀端に連隊正門があった。

城北練兵場（通称道後練兵場）は、明治二十二年五月購入、面積七万二九七坪（現在の日本赤十字病院、愛媛大学など）敷地一面にクローバが密生して、市民の散策の場、運動場でもあった。

松山歩兵第二十二連隊に、軍旗が授与されたのは、明治十九年（一八八六）八月十七日、莊重なるラッパの響きが、勝山城にこだまする。一糸乱れぬ不動の姿勢で参列する「着け劍」の兵士、将校の抜刀のサーベルが夏の太陽の光をはねかえす。厳肅なる静けさのなかを、護衛兵に守られた、栄えある連隊旗が進む。これ正しく連隊最高の儀式である。

歩兵第二十二連隊ノ編成ヲ告グ、仍テ今軍旗一旒ヲ授ク。

連隊は第五軍広島鎮台に所属し、後広島鎮台は第五師団と改められ、明治二十七年、八年（一八九四、一八九五）日清戦争には、第五師団に従い出征し、翌年八月凱旋した。

面河村（杣川村）の戦没者は、次の一人である。

陸軍歩兵一等卒 池川市太郎

（明治二十八年一月二十三日、朝鮮新義州陸軍兵站病院において戦病死）

明治二十九年、松山連隊は、新設の普通寺第十一師団の隷下に転じ、さらに明治四十年、師団管区改正の結果、建軍の昔にかえり、再び広島第五師団管下に入った。しかしながら愛媛県の壮丁は二分せられ、上浮穴・周桑・新居・宇摩の四郡は、普通寺歩兵第四十三連隊に編入せられた。なお特科兵（騎兵・砲兵・工兵・輜重兵）は、県下全域から第十一師団に入営するという変則なものになった。本県の壮丁の三分の一は、普通寺歩兵第四十三連隊に入営しているというから二十二連隊について忘れることのできない四十三連隊である。

明治二十九年十二月、高知歩兵第四十四連隊が、松山兵営内で新設され、同三十年七月、高知県に移転した。兵士は三坂峠を越え、久万川・面河川を下り、徒歩の行軍で高知市外朝倉の新兵舎に移った。

明治三十七年（一九〇四）、日露両国が戦争に突入、同年五月二十一日高浜港より出征、同年六月第三軍（軍司令官乃

木希典陸軍大将)に編入せられ、特に前後三回に及ぶ旅順要塞の総攻撃、奉天の会戦(満州軍総司令官陸軍大将大山巖)には、鴨緑江軍に編入せられ、明治三十九年一月、奉天より凱旋の途につき、同十一日、全連隊高浜に上陸した。

この戦争で、面河村の戦没者は、陸軍歩兵上等兵高岡鹿蔵ほか一七名である。

大正八年の記録によると、当時の陸軍の下士官以下の賄料定額は、一日一二銭六厘、主食は、米七、麦三の割合、副食は、朝、トウフ・ネギ・イリコの味噌汁、昼が魚の煮付け・漬物、夕食は、牛肉五匁・タマネギ・ジャガイモの煮ものなどとなっている。

手当(給料)は、一、二等卒が日当五銭二厘、上等兵六銭、伍長の初任給が一五銭五厘、一〇日ごとに支給されている。酒保で買うたばこ(ほまれ二〇本入)一個七銭である。

二十二連隊は、明治四十四年二月以降二年間満州守備に服し、旅順に駐屯、大正八年、シベリアに出征した。これは、十月革命(一九一七)で成立した、ソビエト政権を打倒するため、対ソ干渉戦に従事したチェコ軍救援を名として、シベリア、バイカル湖以東で軍事行動を行い、東部シベリアを勢力範囲にしようとするものであった。こうした日本の立場は、しだいに不利となり、同九年所期の目的を達することなく撤兵した。

昭和七年(一九三二)満州事変がほっ発するや、二月二十四日動員下令、大場鎮・嘉定の戦闘に参加、昭和八年三月二十九日、高浜港着、松山に凱旋した。

昭和十二年(一九三七)八月十四日動員下令。永津部隊として、勇名をとどろかせた。翌十三年九月、二十二連隊に再び、大動員令が下命された。この部隊が栄光の肉弾部隊、連隊歴史上にその勇名をとどめた。二十二代連隊長陸軍大佐永津佐比重は、二十三代連隊長陸軍大佐村治敏雄と同年七月交代している。

村治部隊は、歩兵二十二連隊の正統を継ぐ最後の部隊であり、「凱旋なき部隊」になろうとは部隊長から二等兵に

至るまでだれ一人知るよしもなかった。

日清戦争・日露戦争など、数多くの戦線に立ち、砲弾に破れ、風雨にさらされ「フサ」のみ残った軍旗、この時を最後に、再び県民の前にその雄姿を現すことはなかったのである。

第一陣の出陣は、九月四日午後一時、第一、第三大隊、続いて連隊本部と第二大隊が、翌五日午前零時、再び帰ることなき深夜の営門を後に、沿道を埋め尽くす見送りの群衆をかきわけるように二十二連隊の軍旗は、肅々と松山駅へ進む。征くものと残るもの、父が、母が、妻が、兄が、最後の別れを惜しむその一瞬、不思議に万歳の声はなかったということである。

やがてこの村治部隊は、南満州錦北営の兵舎に入り、関東軍第三軍の隷下となる。

昭和十六年（一九四一）六月二十二日、ドイツがソビエトと開戦、この時、日本の新国策に基づいて下命したのが「関東軍特別大演習」。対ソビエト戦備を強化する目的で、関東軍の兵力を倍増させようとする大動員計画であり、略称「関特演」という。

同年七月、召集令状が全国津々浦々に飛んだ。

愛媛県下では、七月二十七日臨時召集下令、「丸亀西部第三十二部隊に応召すべし」。編成されたのは、関東軍第六十四兵站司令部付、第六四一部隊、駐屯地、満州東寧城子溝である。

関東軍がノモンハンで対ソの戦いで死闘を続けていたころ、松山二十二連隊では、いま一つの新設部隊が編成された。第四十師団、防諜号「鯨」、やがて全中国二万数千キロを駆け続けるその兵力の充実ぶりは、「鯨」と呼ばれるにふさわしかった。第二三四部隊、部隊長重松陸軍大佐、常にその巨鯨の先鋒部隊として活躍した。

そのころ日本赤十字社松山支部病院の看護婦も白衣の天使として出征した。

「鯨」の第二三四部隊が、郷土松山の兵營で動員されると同時に、留守部隊として編成されたのが歩兵第一二二部隊、戦時部隊号西部第六十二部隊、やがてこれが南方に派遣される第六十五師団「夏」の編成要員である。バターン半島、コレヒドール要塞の攻撃、時既に遅く、制空・制海権を奪われた日本兵は、撤退もない、補給もない、日々飢餓への転進であった。

昭和十八年、高等専門学校・大学予科の修業年限を二か年、大学は二か年半をもって卒業に改め、当該学生全員を戦闘要員として徴集し、軍務に服させることとなった。

同年十二月八日、愛媛県下のそれぞれの学生約三〇〇人は、幹部候補生として、松山西部第六十二部隊に召集された。いわゆる「学徒出陣」である。現村長中川鬼子太郎も、松山経済専門学校から入隊している。

昭和十九年七月十六日、歩兵第二十二連隊の予州健児の闘魂を秘めた栄光の軍旗にも、満州東要において動員令が下った。防諜号、山第三四七四部隊、部隊長陸軍大佐田中幸憲、遠く故郷を離れてなじんできた赤レンガの西東安の兵舎を極秘のうちに後にして、師団の集結地釜山へ。

八月五日沖縄に上陸、そして昭和二十年六月十七日、ついに玉砕した。

日清戦争・日露戦争・シベリア出兵・中国大陸の転戦・満州そして沖縄と、つねに戦陣のまっ先に戦い続けた予州健男子の捧げる武勲の軍旗は、沖縄宇江城の第二十四師団司令部師団長室（師団長陸軍中将雨宮巖）で、六月二十三日焼かれて洞中の土深く埋められた。

明治十九年（一八八六）八月十七日、この軍旗が東京の宮中で明治天皇から下賜されてから五九年目である。

ああ、松山歩兵第二十二連隊の悲壮な最期である。

戦没者名簿

第二次長州征伐関係者

第二次長州征伐関係者		日清・日露戦争関係者	
兵科官等	戦病死者氏名	死亡年月日	死 亡 の 場 所
陸軍歩兵一等兵	池川市太郎	明治28・1・23	朝鮮陸軍兵站病院
〃 〃 一等卒	青木佐之衛	40・9・4	不明
〃 〃 上等兵	高岡鹿藏	37・8・8	清国大孤山
海軍一等兵曹	松岡平藏	40・7・7	対馬国竹敷港
〃 〃 三等 〃	山辺徳次	37・7・31	旅順港
陸軍歩兵一等卒	中川安吉	37・8・30	芑家史第九師団第三野戦病院
〃	高岡宇太郎	大元・11・16	不明
〃 上等兵	八幡榮吉	明治37・8・8	旅順大孤山
〃 伍長	伊東友吉	37・8・24	旅順要塞望台
〃 一等卒	山本徳太郎	37・10・23	東鶏冠山北砲台
〃 上等兵	小倉新吉	37・8・31	大阪予備病院
〃 一等兵	小椋丑太郎	37・10・31	旅順東鶏冠山北砲台
〃 一等卒	山本国一	35・8・22	旅順要塞東鶏冠山
兵科官等	戦病死者氏名	死亡年月日	死 亡 の 場 所
不 明	中川宅右衛門清胤	不 明	山口県源命峠
不 明	不 明	不 明	不 明
兵科官等	戦病死者氏名	死亡年月日	死 亡 の 場 所
前組	前組		
〃	〃		
本組	本組		
〃	〃		
渋草	渋草		
〃	〃		
笠方	笠方		
〃	〃		
笠方	笠方		
〃	〃		
相ノ峰	相ノ峰		
〃	〃		
〃	〃		
本組	本組		
字 名	字 名		

第4章 昭和期

兵科官名	氏名	死亡年月日	死亡の場所	字名
海軍一等機関兵	高山 武一	昭6・5・10	佐世保海軍病院	渡草
陸軍歩兵伍長	山辺 文雄	12・9・3	羅店镇	〃
〃砲兵上等兵	高岡 源十郎	14・5・11	山西省崞県木章村	〃
〃軍属看護婦	竹中 操	14・12・22	自宅	〃
海軍軍属	中川 清海	17・5・5	呉海軍病院	〃
陸軍歩兵上等兵	菅川 玉意	18・3・31	湖北省石首県藕池口	〃
〃伍長	八幡 林弥	18・4・5	ビルマ	〃
海軍二等整備兵	高岡 富治	19・2・6	辛津群島ルオット島	〃
曹	中川 狩藏	19・8・10	大宮島	〃
〃兵曹長	木下 森永	19・8・29	ラバウル	〃
〃軍属	八幡 茂行	19・9・30	大宮島	〃
陸軍歩兵曹長	正鑄 照海	19・9・30	大宮島	〃
〃上等兵	木山 留次郎	20・5・18	ビルマ国ワングン	〃
〃砲兵兵長	峰本 繁子	28・5・21	不明	〃
食糧増産勤労報				
国隊員				

満州事変・上海事変・日華事変・太平洋戦争関係者	
兵科官名	氏名
陸軍歩兵上等兵	酒井 音松
〃一等卒	片岡 鶴太郎
〃〃	堀嘉太郎
〃〃	菅藤三郎
〃〃	高田 易行
〃輜重兵	

38・7・27	盛京省營盤兵站病院	中組
38・4・1	清国遼陽兵站病院	〃
37・11・14	旅順東鶏冠山北砲台	若山
38・3・3	奉天付近孤家子北方小族	大成
37・8・22	旅順東鶏冠山	相ノ木















び運営に関する事項の大綱を定め」とあるほか、第二条では「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基いて、これを解釈し及び運用するようにしなければならない。」とある。したがって、国会といえども、地方公共団体の組織や運営に関する事項については、地方自治の本旨に基づかない限り、法律を制定することができないのである。

地方自治の定義を「一定地域住民が、その地域の上につくっている社会の施設を、自主的に行う原理と制度である。」と定めるならば、憲法の「地方自治の本旨に基づいて」という規定は、この自主性を保障する原理を明示したものである。

けれども、地方自治の区域は、国全体の一部を形成し、地方住民は同時に国民であるわけで、国の全域に共通して定められている政策から、完全に独立した自治権を、地方公共団体が有しているとはいえない。例えば、小・中学校教育の年限、貨幣の基準などである。その反面、たとえ国レベルで決定された政策でも、地方公共団体が定めた判断の方が、住民や国民にとって、適切な措置である場合も否定できない。公害発生源に対する規制などである。

このように見ると、いわゆる「地方自治体の本旨」の意味は、単に「国が先か、地方が先か」といった、二者択一の論理では割り切れないものである。そこで、憲法制定の時点における「地方自治の本旨」の立法理由を検討してみたい。

その一つは、過去の日本における、過度の中央集権に対する糾弾である。昭和二十二年（一九四七）十二月、明治以来七十五年にわたり、地方行政に君臨した「内務省」を解体した。行政のみならず、国内経済のあらゆる面を、かつ、また思想までも統制し、家庭の日常生活までも支配し、府県知事を任免し、市町村長を規律し、財源を掌握分配する権力を持ち、「官僚政治」という言葉は内務省を意味していた。憲法が地方自治体に大幅な自治権を与えるこ

とにした有力な理由はこの点である。

その二つは、日本における民主主義の推進力として、果たすであろう地方自治への評価である。

かつては、日本の地方自治体は、その権限に法律上の制限も定義もなかった、中央政府によって監督されていた。新憲法の下では、地方公共団体は、その長、議会の議員及びその他公職者を選挙する保障、法律の範囲内で地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、行政を執行し、条例を制定する権能を保障されている。

つまり地方公共団体の運営に、住民が参加する権利をもつことである。「リコール制」「国民発案（イニシアティブ、レファレンダム）」も、民主制の新しい有力な手段の一つである。

昭和二十年十二月、婦人の参政権が認められた。

昭和二十二年四月、日本民主主義の前提条件として、最初の統一地方選挙（県知事、市町村長、地方議会議員）が行われ、愛媛県初の公選知事として青木重臣が選ばれた。

面河村長には高岡直雪が無投票で第二十三代村長に就任した。面河村議会議員には、松本米一ほか一五名が当選した。

愛媛県会議員には面河郵便局長菅広綱が上浮穴郡地区（定員二人）から当選、本村としては初めての県議会議員である。

## 八 村行政の発展と充実

昭和二年本村の人口は次のごとくである。



同 事 務 長

竹 中 盛 己

看護婦二名

外職員二名

公 営 企 業 課 長

藤 原 道 明

企 業 出 納

木 下 正 行

国民宿舍面河

菅 和 繁

同 石 錠

菅 盛 幸

観光センター

菅 繁 良

外職員五名

季節傭人女子

一二名

議 会 事 務 局 長

梅 木 正 一

昭和五十一年度当初予算は、歳入、歳出ともに

一 般 会 計

七 四 三、八 三 〇 千 円

特 別 会 計

公 営 企 業

二 七 二、七 七 六 千 円

(貸借対照表)

国民健康保険

村民税の収入は、四〇六万円である。

これを昭和二年（一九二七）の一般会計分と対比すれば、

外職員一名

教 育 委 員 会

高 岡 幸 盛

教 育 長

外職員二名

面河少年自然の家

一名

村立学校事務

一名

幼児学級保母

二名

村立学校給食婦

六名

県費・村立学校事務

二名

愛媛県委託・石錠スカ

イライン料金徴集所

四名

事 業 勘 定

八 三、五 一 六 千 円

診療施設勘定

四 三、六 七 七 千 円

少年自然の家

二 二、一 四 三 千 円

し尿・ごみ処理

一 二、八 六 二 千 円

	昭和二年	昭和五十一年	倍率
人口	三、三二八人	一、七一一人	〇・五一倍
特別職員	五名 (非常勤除)	三四名	六・八〇倍
予算	五七、〇一九円	七四三、八三〇千円	一、三四〇・〇〇倍
村民税	二五、〇七八円	四、〇六〇千円	一六二・〇〇倍
米価(四斗)	一〇円八五銭	一七、一二二円	一六二・〇〇倍
人口一人当たりの予算額	一七円一三銭	四三五千円	二五、三九四倍

昭和二年を基準とし、昭和五十一年年度の当該倍率を見るに、人口は〇・五一倍、つまり五一%なるも、特別職職員の員数は六・八倍、予算は一、三〇四倍、村民税は一六二倍である。

人口が減少して諸般の倍率が上昇するのは住民サービスの向上、福祉の充実、土木事業の拡充及び委任事務の増大、教育施設の整備などによるのである。もちろん貨幣価値の変動も考慮されなければならない。

石鎚山・面河溪は、面河村が誇る関西屈指の景観であり、重要な観光資源でもある。昭和三十年(一九五五)十一月一日、国定公園に指定された。

県道石鎚スカイライン有料道路の開通は、昭和四十五年(一九七〇)九月一日である。総工費二億五四〇〇万円余、起点関門から土小屋まで、標高差八五〇メートル、延長一八・一キロ、二車線、全線舗装、石鎚山、瓶ヶ森、面河観光の大動脈である。

石鎚スカイライン開通以来昭和五十一年十一月末日までに、乗合バス一八三三台、普通自動車三万五七四二台、推定人員二万三三四六〇二人が利用している。

けれども、石鎚スカイラインのネックは、国道三三三号線の御三戸から関門までの約一三キロの県道である。県はこ

の路線の二車線拡張工事を実施中で、目下その四〇%の工事を完了している。工事完成予定は、昭和五十八年、総工費概算四九億円である。

この県道は、石鎚、面河の観光ルート、しかも石鎚スカイライン・瓶ヶ森村道・寒風山トンネルを経て、西条市を結ぶ四国山脈縦断ハイウェイ路線の一部であり、面河溪側の起点でもある。また、面河村にとっても、行政・経済・そして文化など各分野にわたる生命線である。

昭和四十一年五月一日、村長青木末広は、面河村国民宿舎条例を制定し、その運営は独立採算制を基本とし、特別会計をもって、予算措置を行うこととなった。

昭和四十一年（一九六六）六月、国民宿舎面河、同四十六年（一九七二）六月、観光センター、同四十八年（一九七二）四月、国民宿舎石鎚、岩黒の営業を開始した。

国民宿舎面河の営業開始以来約一〇年、それぞれの施設・宿舎も、当初危惧きぐされた危機も起こらず、順調に成果を挙げ、特に昭和五十二年度は、これまでの最高三二四八万九三九六円の収益であった。

これはもちろん、石鎚スカイラインの開通と、経済の低成長期に入り、レジャーも手近な石鎚山探勝・面河溪の散策へと堅実に定着したためともいえる。加えて、国民宿舎諸施設の適切なる運営によるものと推察される。

昭和三十八年（一九六三）十一月、面河ダムが完成した。ダム並びに発電・農・工業用水施設・道路等の付帯工事がいっさい、総工費一〇八億四四九一万円、水没地区の八六戸、三六一人が墳墓の地、笠方地区を去っていった。面河村にとって、かつて経験したことのないできごとであり、感無量である。

太平洋に注ぐべき、面河川・割石川の水が、黒森山を抜けて、道前・道後平野へ、そして瀬戸内海へと流れて行くのである。

静まりかえった紺碧の面河ダムの水面（水の面）、無言のうちに、いつまでも先人の努力を伝えることであろう。

医療の防波堤の役割として、旧国民健康保険法が公布されたのが昭和十三年（一九三八）である。

当時の農村は、疲弊のどん底にあえぎ、国は大陸進出政策をとり、いわゆる「健民健兵対策」の名のもとに、国民健康保険を推し進めた。当初の国民健康保険会計は、保険税と一般会計より繰り入れて賄われていた。国・県費の助成も極く少なく、村の経済的負担が多かった。

昭和二十年太平洋戦争終了後一時、休・廃止した。

面河村の国民健康保険業務の開始は、昭和三十年（一九五五）九月一日である。（村長重見丈太郎）爾後順調に発展して、昭和五十一年度においては、

被保険世帯 四一七

被保険者 一、三〇三

村負担金 五八、〇〇八千円

老人無料負担金 二一、五三三千円

高額療養費 二、七八四千円

国庫負担金 五八、六五〇千円

保険税 一一、九六三千円

である。

無医村の解消は、村民多年の切なる願望であった。しかしながら、せっかく医師を招聘しても、医療施設の不備は、いかんともしがたく、まずその施設の整備に踏み切った。

昭和三十一年（一九五六）十月三十一日、国民健康保険面河診療所は新築竣工した。（村長重見丈太郎）診療棟・医師住宅・工費二五三万円、初代所長医師河野通・現所長医師伊藤葛子に至る間二十有余年、この山村僻地の医療の火を消すことなく村民の健康を守り続けている。

ちなみに、昭和五十年年度施療患者概数は、一万一六〇〇人、その他老人の健康診断、小・中学生の保健衛生・乳幼児の定期検診・村民の健康相談など、面河診療所は、村民にとって欠くことのできない保健センターである。

社会福祉の目玉は、老人（七〇歳以上）医療費の無料と、老齢福祉年金（無拠出者に対する）である。

昭和四十八年（一九七三）老人医療費支給制度が施行され、当村もこれに必要な条例を制定している。老齢福祉年金制度も実施された。当村における当該年金受給者は、一七三人、月額一六五〇円、年間、三一一四万円である。

面河村においても、昭和四十七年三月、敬老年金支給条例を制定（村長中川鬼子太郎）七十歳以上の老人に対して、年間三〇〇〇円を支給、さらに増額して、五〇〇〇円とした。

毎年敬老の日（九月十五日）には、敬老会を催し、その費用として、一人当たり一〇〇〇円を支出している。

昭和四十年代の高度経済成長期以来、農山村の人口は、しだいに都市に流出して過疎地となり、往年の農村の面影は全くなかった。昭和四十七年（一九七二）（村長中川鬼子太郎）面河村振興開発計画として、総合開発基本構想をまとめ、さらに同四十九年過疎地域振興計画に伴う振興の基本方針を打ち出し、総額一二億四三〇〇万円の経費を計し、施設事業を推進し、昭和五十二年度において、その四二・五％の達成率を示している。

昭和五十年、さらに一步を進めて開発計画策定を、日本コンサルタントグループに委嘱し、産業の振興・行政・財政などにつき、その開発計画の具現化に邁進している。要約すれば、いかにして人口の流出を防ぎ、Uターンを期待するかである。

昭和五十二年（一九七七）十月、役場新庁舎・住民センターが竣工した。特にコミュニティ活動を重視し、住民センターを中心として、コミュニティの具体的な課題に、それぞれの活動を地道じみちに取り組んでいる。

柚川村の誕生は、明治二十三年（一八九〇）である。上浮穴郡において、大正後期から昭和時代町村の統廃合が行われたが、面河村の規模は、旧柚川村誕生以来そのままである。これはもちろん地理的な条件にもよることであろうが、愛媛県下でも唯一のものではあるまいか。

地域開発では、面河ダム・石鎚スカイライン・面河官山の伐採等が挙げられようが、特に地域の砂漠化もなく、コンビニートの建設による公害のたれ流しもなく、ほぼ往年の自然の姿を保っている。

産業の様相は一変した。焼畑農業の代表作、玉蜀黍とうもろこし・粟あわ・稗ひえ、そして、三檜・楮・木炭は姿を消し、製茶・椎茸それに観光産業を根幹とした第三次産業に活路を求めんとしている。

小・中学校の教育は特に目ざましい。かつては、教育の後進村であったこの村は、現在施設においても、教育環境においても他町村に伍している。昭和五十三年三月、村立面河中学校卒業生三四名中、高等学校進学者は一九名、実に五六％である。現在大学（四年制）に在学している者もいる。

交通網の発達とともに、急速に普及した普通乗用車三三六台、一・七戸に一台、五・五人に自動車一台の割合である。

各家庭に電話・カラーテレビを備え、食生活・服装・さらにレジャーにおいても、都市となんら変わらない。明治、大正時代の農山村の生活と比較すれば、まさに驚異的である。ただ、惜しむらくは、古来の風俗・慣習・伝統芸能などがややもすれば喪失されがちである。

柚川村発足以来、八十九年、まさに一世紀に近い、昭和九年一月一日面河村と改称、昭和四十九年一月一日、村名

改称四十周年を祝っている。第一代村長土居勝四郎より、第三十二代村長中川鬼子太郎に至る間、二〇名の村長が歴任している。

戦前の地方自治の意義は、地域社会の伝統的秩序の維持に求められた。その精神は終戦の時に至るまで、いや現在に至るまで、その程度の差こそあれ、受け継がれている。大正時代の資本主義の発達に伴う都市の誕生は、そこにおける諸利益の対立激化、いわば、悪の温床であり、農村の平和こそ国の平和につながるものと考えられた。

「町村の自治というものは、唯規律とか、法律とかに、本義を求むべきでない。恰あたかも一家の団欒に於けるが如し。」とは、明治の先哲の言葉である。

歴代の面河村長は、多少の紆余曲折まがはあったとしても、本来の使命にもとることなく、約九〇年にわたる面河村の歴史の流れを比較的淀みなく受け継いできた。

「石鎚の聖流郷面河」しかし、「国破れて山河あり」では意味はない。新庁舎・住民センターの堂々たる白亜の建物が夜泣きしたのでは先祖に申しわけない。これを踏台として、かつて策定したかずかずの開発計画、さらに村民のビジョンと英知を集めて、この面河村を永遠に繁栄させたいものである。